

資金循環統計の国際比較

2003年12月

日本銀行調査統計局

はじめに

近年、我が国をはじめとする主要国では、国民経済計算体系の移行（68SNA 93SNA）を機に資金循環統計（金融勘定と呼ばれている場合もあります）の改定を進めてきました。また、我が国近隣のアジア諸国・地域でも資金循環統計の整備が進められています。資金循環統計は、基本的に国際基準（93SNA および IMF 金融統計マニュアル）に従って作成されているため、比較的容易に国際比較できるようになっています。もっとも、統計の整理の仕方について一定の幅が認められているほか、金融制度が異なるなど各国の個別事情もあります。このため、国際比較に際しては一定の留意が必要です。

本資料は、欧米主要国やデータ取得が可能な幾つかのアジア諸国・地域の資金循環統計に関する情報を整理するとともに、国際比較する上で留意すべき点を取りまとめたものです。あくまで統計の解説を主眼としており、各国の資金循環の構造やその背景を仔細に分析したものではありませんが、各国の統計の定義や意味を理解することは、国際比較や分析を行う際に必要不可欠と考えられます。こうした観点から、とくに、第 1 章では、資金循環統計を用いた国際比較の代表的な分析例を示し、統計上の差などを解説しました。したがって、主な留意点については、第 1 章をお読みいただければ、概ね把握することが可能です。

なお、我が国の資金循環統計の詳細については、「資金循環統計の解説」（2002 年 1 月）、「資金循環統計の作成方法」（2002 年 2 月）の形で公表していますので、こちらを併せてご利用下さい。

本資料は、「欧米主要国の資金循環統計」（日本銀行調査統計局 2000 年 11 月）を下敷きに、現時点で把握している情報に基づいて作成したものです。お気付きの点がありましたら、下記までご連絡頂きたい、宜しくお願い申し上げます。

日本銀行 調査統計局 経済統計課 金融統計グループ

Tel: 03-3277-2881 E-mail: post.rsd5@boj.or.jp

< 目 次 >

ページ

第1章 資金循環統計の国際比較と分析上の留意点

1 .	金融仲介機関の資産・負債構成	1
2 .	家計の金融資産	7
3 .	非金融法人企業の負債構成	1 2
4 .	家計、企業等を中心とした資金の流れ	1 6
5 .	経済主体別の資金過不足	1 9

第2章 各国の資金循環統計の概要

1 .	作成機関、作成頻度、公表時期	2 3
2 .	データ始期	2 3
3 .	部門・取引項目数	2 4
4 .	9 3 S N A 対応の有無	2 4
5 .	金融資産・負債残高表の有無	2 4

< 参考 > 欧米4カ国の資金循環統計

1 .	米国の資金循環統計	2 9
2 .	イギリスの資金循環統計	4 9
3 .	ドイツの資金循環統計	5 9
4 .	フランスの資金循環統計	6 6

付	部門・取引項目一覧	7 7
---	-----------------	-----

日本... 7 8、米国... 8 0、イギリス... 8 2、ドイツ... 8 4、
フランス... 8 6、イタリア... 8 8、カナダ... 9 0、
韓国... 9 2、台湾... 9 4、フィリピン... 9 6、タイ... 9 8、
マレーシア... 1 0 0、インドネシア... 1 0 2、中国... 1 0 4

第1章 資金循環統計の国際比較と分析上の留意点

資金循環統計は、一国の経済主体（部門）間の資金の流れとその間の債権・債務関係を包括的に示した金融統計である。したがって、各国の資金循環統計を比較することにより、それぞれの国の金融活動の特徴を多面的に捉えることが可能である。

本章では、我が国と欧米主要国（米国、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、イタリア）について、部門別の資産・負債構成や資金過不足を比較する代表的な図表を示すとともに、各国の資金循環を比較・分析するうえで必要な統計上の定義の差違や留意点について概説する¹。また、資金循環統計がある程度整備されてきたアジア諸国・地域（韓国、台湾、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、中国）についても、可能な範囲で資産・負債構成や資金過不足の比較を試みる²。

1. 金融機関の資産・負債構成

(1) 欧米主要国

我が国と欧米主要国の金融機関の資産・負債構成について比較を行ったものが、図表1-1である。この図表の特徴は、金融機関（原則として中央銀行は除く）を銀行等の預金取扱機関、保険・年金基金およびその他金融機関に分類し、その資産・負債構成の内訳を表示することにより、各国の金融仲介構造を浮き彫りにしている点である。

この図表から、我が国の金融仲介構造の特徴として、預金取扱機関を通じた金融仲介が中心となっていること（米国とは異なり、欧州諸国と同様の姿）³、

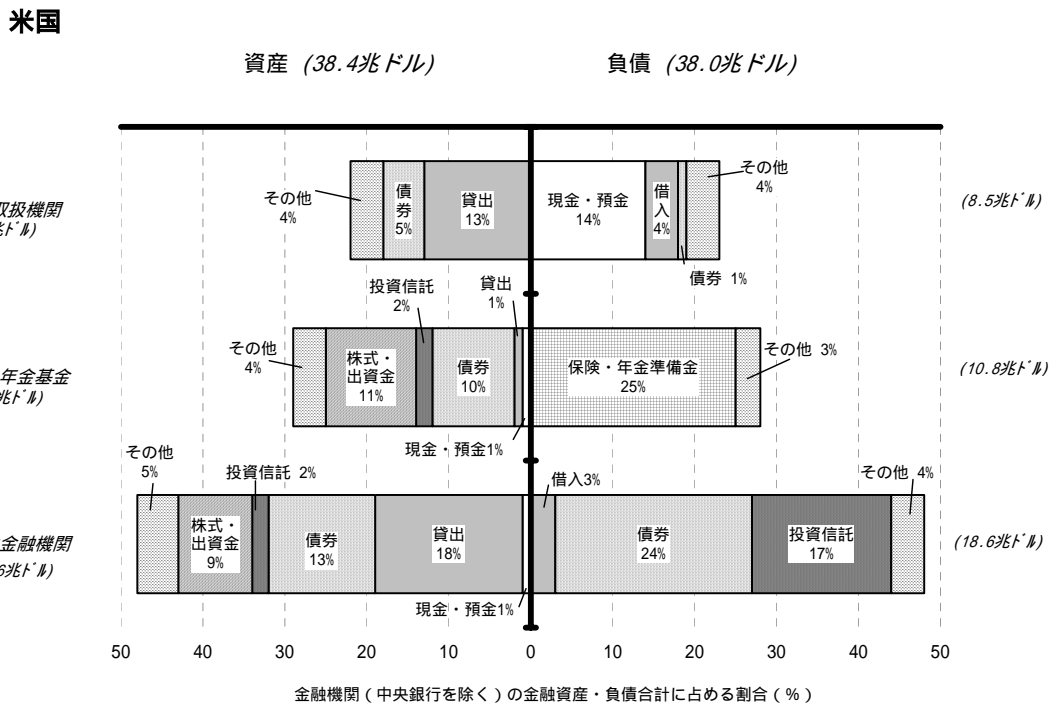
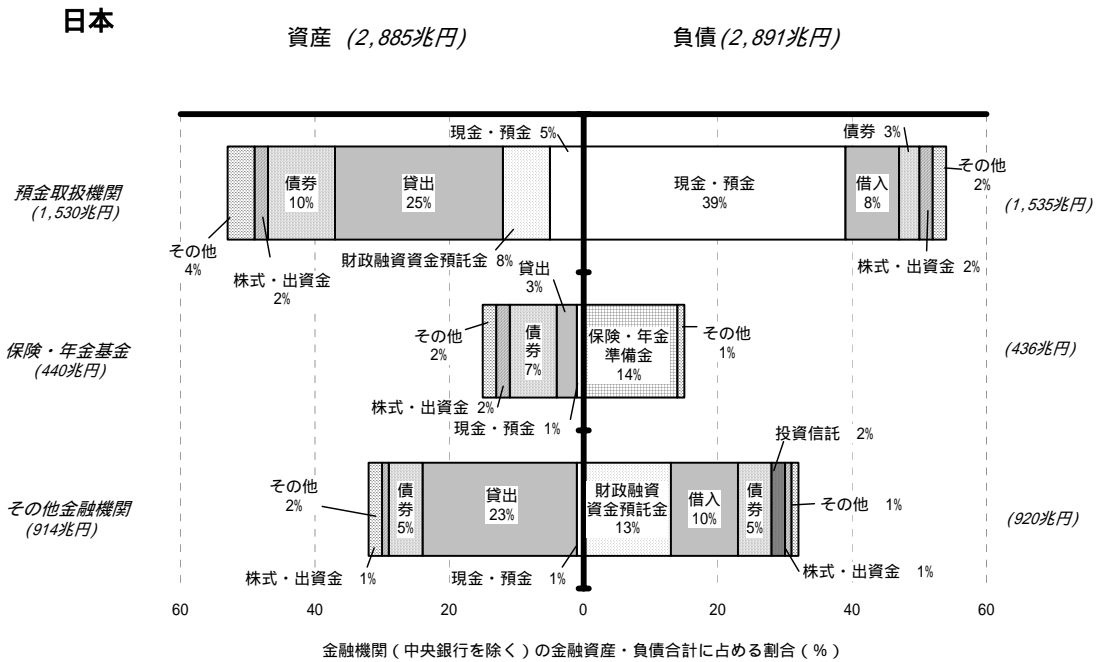
¹ ここでは国際比較が可能ないように、各国の部門、取引項目を組み替えている（具体的な内容は、「付 部門・取引項目一覧」の注釈<第1章に用いた図表の比較における分類>を参照）。なお、図表については、原則として03年11月時点で利用可能であった計数を基に作成しているが、資金循環統計は、確報公表後も計数がリバイスされることがある点には留意が必要。

² 以下の図表は、各国の資金循環統計をもとに作成している。各国の資金循環統計については、インターネット・ホームページや出版物で入手可能（詳細は、本稿25頁～27頁の「各国の資金循環統計の概要」および77頁～105頁の「付 部門・取引項目一覧」の欄外<（統計作成機関が作成した解説書等）>を参照）。

³ この点、カナダは米国と欧州諸国を折衷した形となっている。

欧州諸国に比べると、財政融資資金預託金が含まれる其他金融機関のウェイトがやや高いこと、などであることを読み取ることができる。

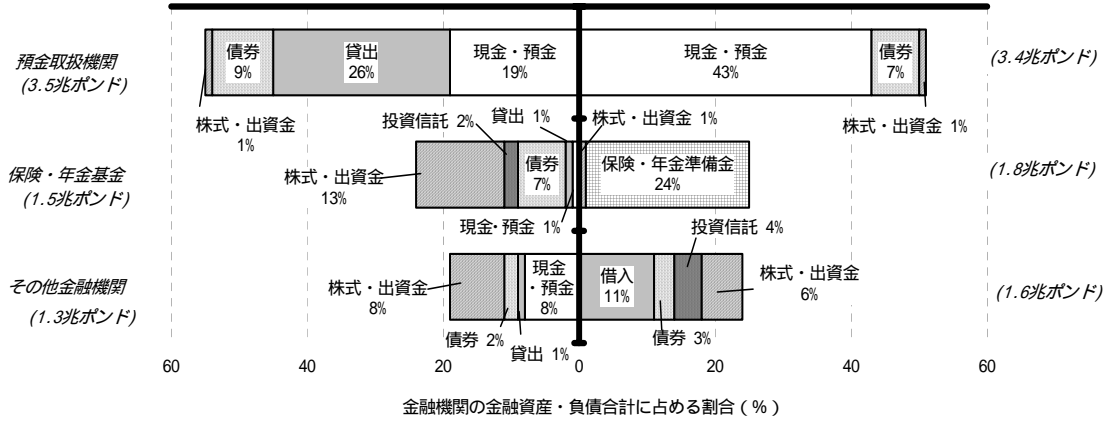
図表 1 - 1 金融機関の資産・負債構成 (2001年末)



イギリス

資産 (6.3兆ポンド)

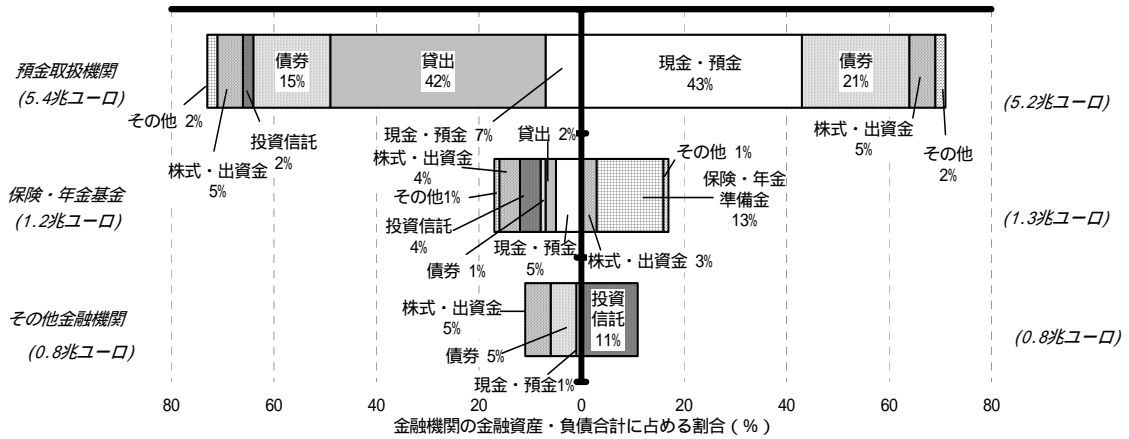
負債 (6.7兆ポンド)



ドイツ

資産 (7.4兆ユーロ)

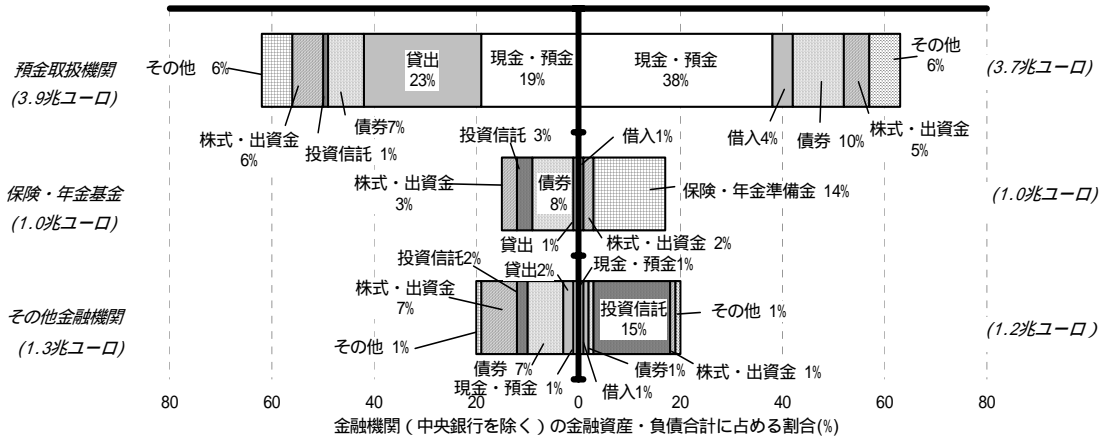
負債 (7.3兆ユーロ)



フランス

資産 (6.2兆ユーロ)

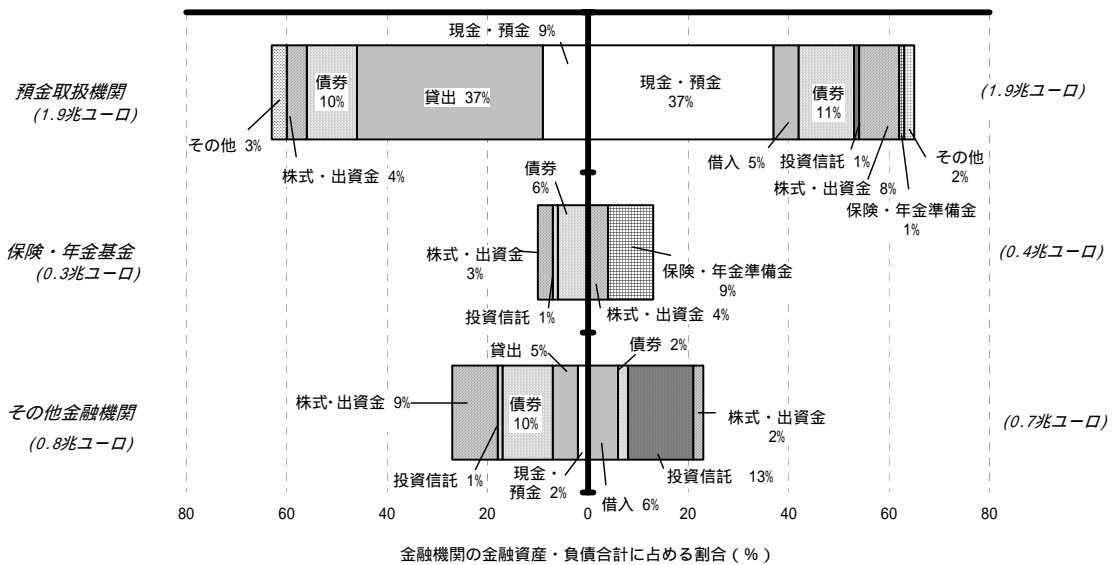
負債 (6.0兆ユーロ)



イタリア

資産 (3.0兆ユーロ)

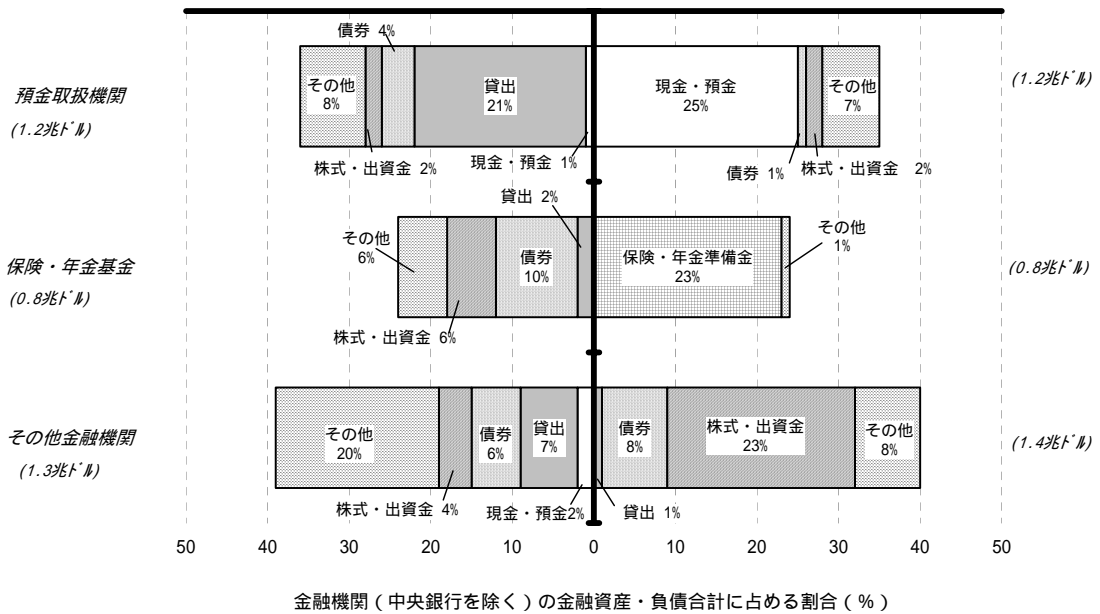
負債 (3.0兆ユーロ)



カナダ

資産 (3.3兆ドル)

負債 (3.5兆ドル)



このほか、預金取扱機関、保険・年金基金、その他金融機関を併せた金融機関全体でみた資産に占める貸出の割合をみると、主要国の中では、我が国が最も高いことも分かる。

金融機関全体でみた資産に占める貸出の割合 (図表 1 - 1 から抜粋)

日本	米国	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
51%	32%	28%	44%	26%	42%	30%

(比較上の留意点)

図表1-1に関して留意すべき点として、我が国が同一部門の預金をネットアウトせずグロスで計上しているのに対し、ドイツでは、金融機関預金やコール等をネットで、また、米国でもフェデラルファンド等をネットで計上していることが挙げられる。こうした扱いは、我が国を基準としてみる場合、これらの国の預金取扱残高が相対的に小さく示される方向に作用する⁴。

また、我が国では、公的金融機関を基本的にその他金融機関に分類しているのに対し、フランスでは、公的金融機関に類する金融機関(Caisse des Depot等)も預金取扱機関に分類している。こうした扱いは、我が国を基準としてみる場合、フランスのその他金融機関が相対的に小さく示される方向に作用する。なお、米国では、その他金融機関に、政府後援金融機関や証券投資信託、ファイナンス会社等を一括して計上している。

(2) アジア諸国・地域

上記と同様、韓国、台湾における金融機関の資産・負債構成について比較を行ったものが、図表1-2である。

この図表をみると、台湾は、預金取扱機関を通じた金融仲介が中心となっている点で我が国と共通した特徴がみられる(より厳密に言えば、台湾の金融機関全体でみた資産に占める貸出の割合は、わが国以上に高い<台湾 61%、日本 51%>)。また、金融機関全体でみた資産に占める貸出の割合が高い点では、台湾、韓国の両国とも我が国と共通した特徴がみられる。韓国については、その他金融機関のウェイトが最も高い点では米国と共通しているが、預金取扱機関を通じた金融仲介もある程度のウェイトを占めており、全体としては、カナダ同様、独自の特徴を示している。

なお、他のアジア諸国・地域の場合、資金循環統計が必ずしも十分に整備されていないことから⁵、こうした比較は難しい。

⁴ もっとも、我が国についても、例えば金融機関の資産の預金を負債の預金から控除した計数を作成することは可能である。因みに、我が国について、預金取扱機関の現金・預金を全てネットアウトしたとしても、当該比率は、金融機関の資産総額の5%に過ぎず、全体的な姿に大きな変化をもたらすものではない。

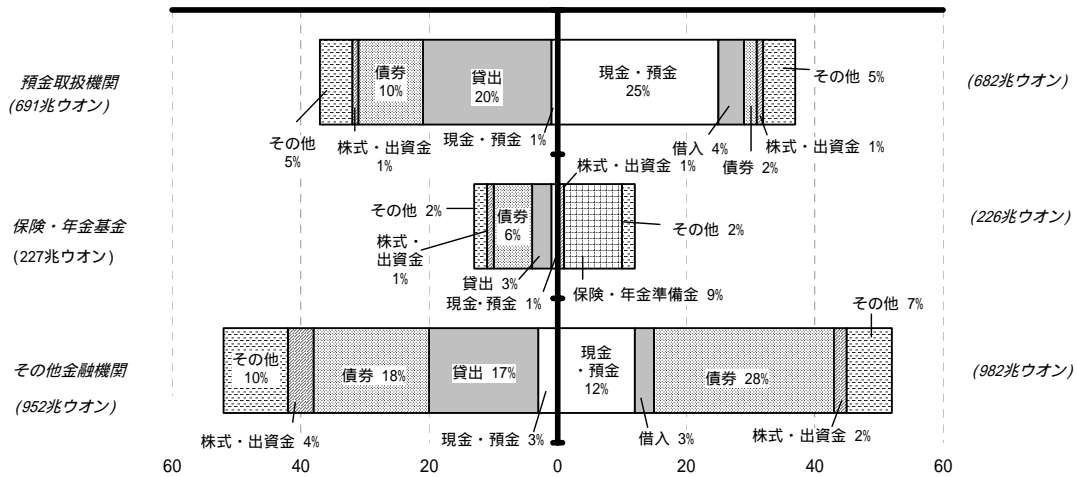
⁵ 欧米主要国では、フローを示す金融取引表と残高を示す金融資産負債残高表が公表されているが、アジア諸国・地域では、金融資産負債残高表が公表されていない国が多い。

図表1 - 2 金融機関の資産・負債構成 (2001年末)

韓国

資産 (1,870兆ウォン)

負債 (1,890兆ウォン)

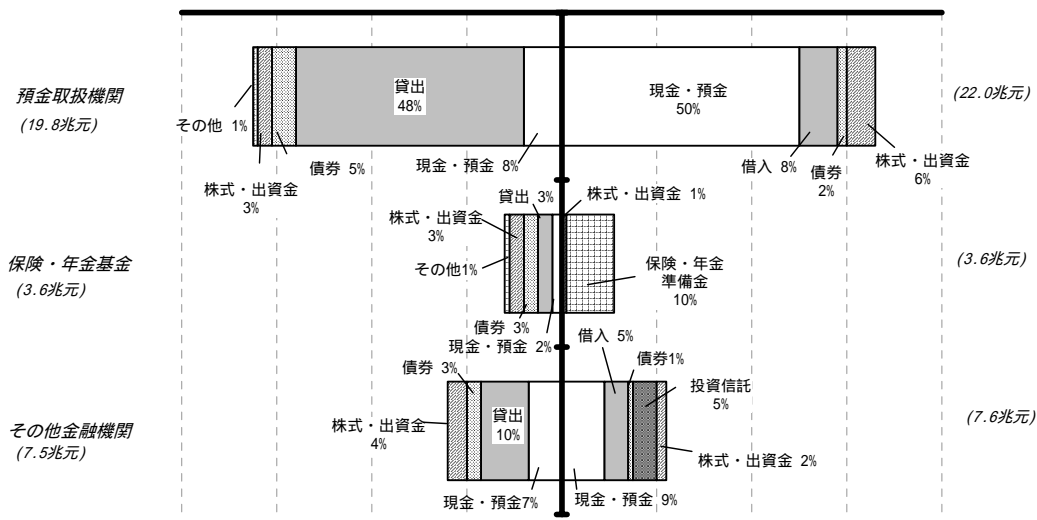


金融 (中央銀行を除く) 機関の金融資産・負債合計に占める割合 (%)

台湾

資産 (30.9兆元)

負債 (33.1兆元)



金融機関 (中央銀行を除く) の金融資産・負債合計に占める割合 (%)

* 韓国の株式・出資金は、資産サイドと負債サイドにおける計上方法の違いから、各部門を合計した値は突合しない点には留意が必要。もっとも、上記グラフをみるとわかる通り、株式・出資金のウェイト自体が僅少であるため、この影響は無視し得る程度と思われる。なお、韓国のデータは、取得上の制約から速報値を使用。

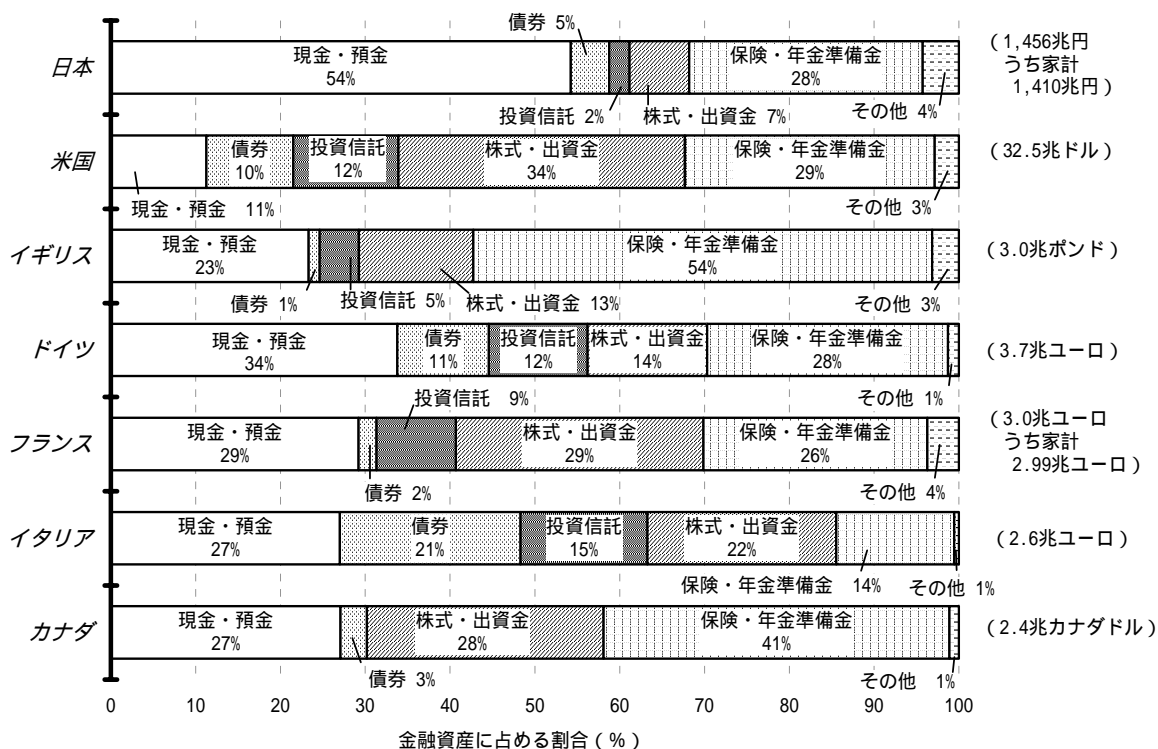
2. 家計の金融資産

(1) 欧米主要国

我が国と欧米主要国の家計の金融資産について、その資産構成と一人当たり残高⁶を比較したものが図表2-1および参考2-1である。この図表では、家計の金融資産運用の特徴を把握することができるとともに、一人当たりの資産金額の差違も示される。

図表2-1をみると、我が国の家計の保有資産全体に占める現金・預金の比率が5割を越えており、その比率は欧米主要国と比べて極めて高い。一方、株式・出資金の割合は1割に満たず、その比率は欧米主要国と比べてかなり低いことがわかる。このことから、我が国の家計の資産選択が欧米主要国に比べてリスク回避的であることが窺われる。

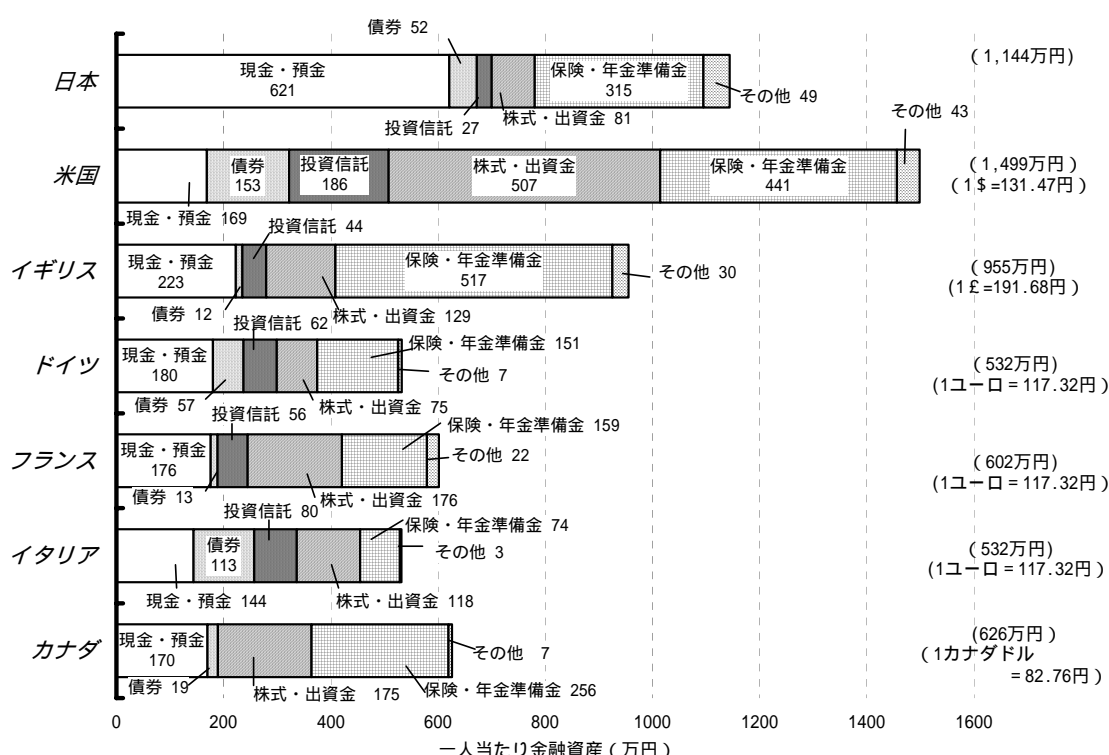
図表2-1 家計の金融資産構成(2001年末)



⁶ 人口は「世界の統計(総務省統計局)」を、為替相場は「ニューヨーク月末営業日正午時点のビッド(ニューヨーク連邦準備銀行が公表)を東京市場月末中心相場(対ドル)で裁定した相場」を使用。

次に、参考2-1をみると、我が国の家計の一人当たり金融資産は、主要国の中で、米国に次いで2番目に大きい。もっとも、こうした比較の順位については、通貨の異なる国の資産規模を比較する場合、円換算する際の為替レート水準によって結果が大きく変わる場合があることや、時価評価して計上している債券や株式について、相場の変動により資産規模も変化することなどを勘案すると、一応の目安程度に留めておくのが妥当である。

(参考2-1) 家計の一人当たり金融資産(2001年末)



(比較上の留意点)

図表2-1に関して留意すべき点として、家計の範囲が挙げられる。我が国とフランスは、対家計民間非営利団体を独立部門として計上しているのに対し、米国、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダでは、これを分離していない。こうした扱いは、我が国やフランスを基準としてみる場合、これらの国々の家計の金融資産が相対的に大きく示される方向に作用する。図表2-1においては、この点を調整するため、我が国とフランスについて、対家計民間非営利団体を家計に含めている。

このほか計数上の影響が大きいと考えられるものとして、個人企業の扱いがある。我が国とカナダは、93SNAに基づき、これを家計に含めているが、米国は、

非金融個人企業を独立計上し、非金融法人企業とともに非金融企業として計上している。また、イギリス、ドイツ、フランスでは、勘定を分離することができる個人企業に関しては法人とみなし、非金融法人企業に含めている。イタリアでは、従業員が5人未満であれば家計、5人以上であれば非金融法人企業に含めている。通常、こうした扱いは、我が国やカナダを基準としてみる場合、これらの国々の家計の金融資産が相対的に小さく示される方向に作用する。

さらに、米国については、個人企業の純資産（＝保有する資産＜実物資産も含む＞から負債を差し引いた正味資産）は、一旦、家計に全額配当され、そこから消費額を控除した分が、家計の個人企業に対する出資金として計上される形をとっており、この出資金部分は家計の金融資産となっている。こうした扱いは、我が国を基準としてみる場合、米国の家計の資産構成に占める株式・出資金の割合が相対的に高く示される方向に作用する⁷。

⁷ 米国について、個人と個人企業の金融資産を合算するとともに、個人の個人企業向けの出資金を控除すれば、ベースを日本に近づけることができる。因みに、このようにして計算した場合、図表2-1における米国の株式・出資金の割合は21%程度にまで低下するが、それでも日本（7%）に比べればはるかに高い。また、同様に計算した場合、参考2-1における米国の家計の一人当たりの金融資産額は、1,348万円となる。

<参考例：日米における個人企業の取扱いの違い>

以下の例について、日本と米国の資金循環で各々示すと、下図のようになる。

個人：資産100（預金・債券等50、株式50）、負債25。

個人企業：資産50（預金・債券等50）、負債75（このほかに実物資産100を保有し、純資産75を計上しているものとする）。

【日本】

家計部門		企業部門	
預金・債券等 (個人分)	50	負債(個人分)	25
預金・債券等 (個人企業分)	50	負債 (個人企業分)	75
株式 (個人分)	50	なし	なし

【米国】

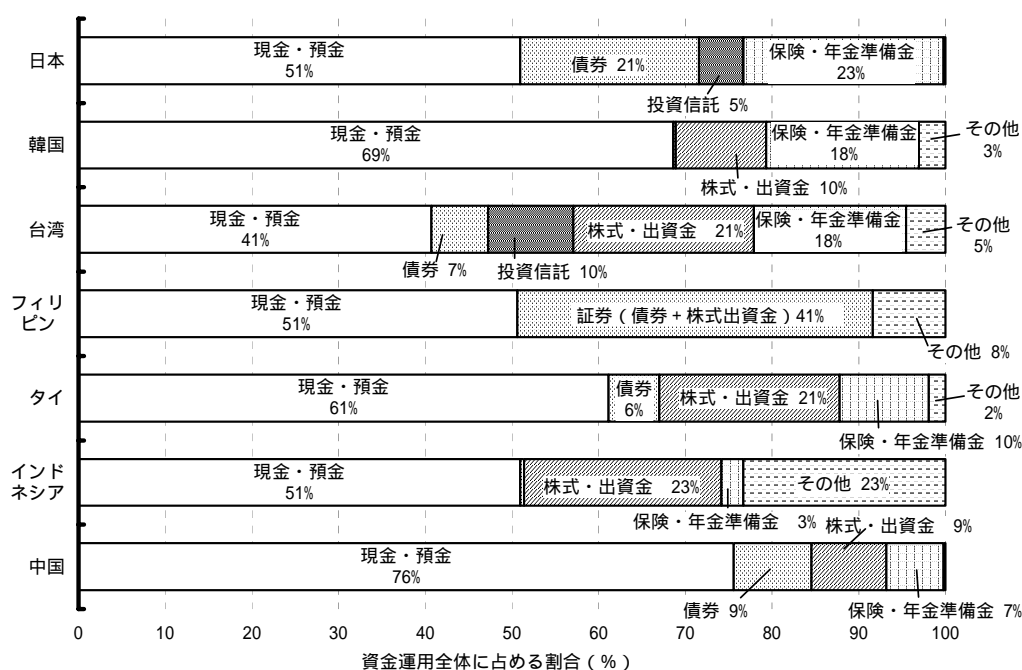
家計部門		企業部門(うち個人企業)	
預金・債券等 (個人分)	50	預金・債券等 (個人企業分)	50
株式 (個人分)	50	負債	75
個人企業への 出資金	75	(実物資産)	(100)
		(純資産)	(75)

シャドー部は、株式・出資金に該当する部分。

(2) アジア諸国・地域

次に、アジア諸国・地域の家計の金融資産運用の特徴をみているが、既述のとおり、アジア諸国・地域については金融資産残高データが公表されている国が韓国と台湾のみであるため、図表2-2のように、最近5年間⁸の金融取引の累計額を代替計数としてみることにする⁹（韓国、台湾の金融資産構成、一人当たり金融資産については、参考2-2a、2-2bを参照）。

図表2-2 家計の資金運用構成（最近5年間）



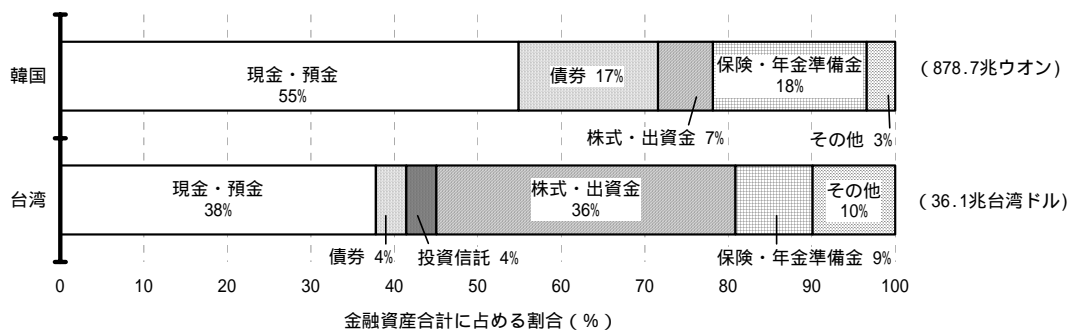
図表2-2をみると、家計の金融取引全体に占める現金・預金の比率は総じて高く、特に、中国（76%）、韓国（69%）、タイ（61%）については、我が国（51%）を大幅に上回っている。他の国々も含め、アジア諸国・地域においては、我が国と同様、家計の金融資産が現金・預金を中心に構成されていることが窺われる。なお、現金・預金以外の金融取引については、各国における金融

⁸ データの制約により、対象期間が国によって異なっているほか、フィリピン、中国については、4年間分となっている。

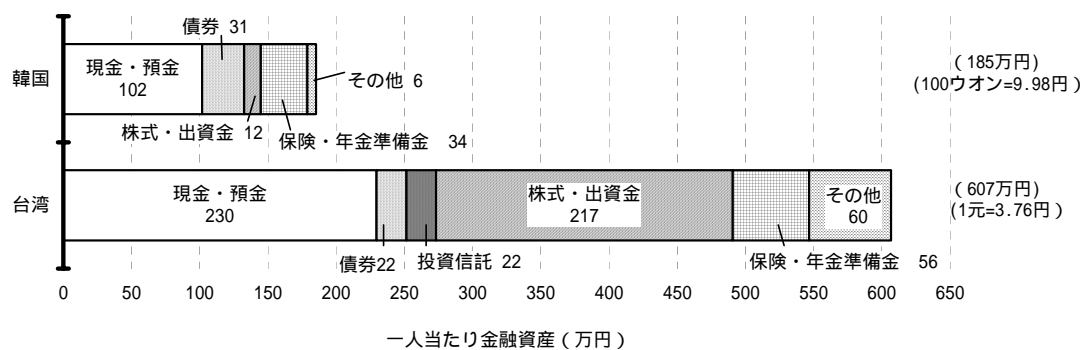
⁹ 日本、韓国、台湾における金融資産残高および5年間の金融取引累計額をそれぞれ比較すると、かなり幅をもってみる必要はあるものの、金融資産構成と5年間の資金運用構成は概ね類似したイメージを示しているといえる。なお、日本においては、株式・出資金の売り越し額と買い越し額が5年間で概ね同額となっているため、取引累計額を示す上記グラフにおいては、株式・出資金のウェイトが殆どゼロに近い。

取引の定義の相違や証券市場等の発達度合いの相違などから厳密に比較することは難しい。

(参考2-2a) 家計の金融資産構成(2001年末)



(参考2-2b) 家計の一人当たり金融資産(2001年末)



台湾では、家計部門の推計に際し、「各金融資産の合計額から他部門が保有する分を控除した残差」としている点には留意が必要。

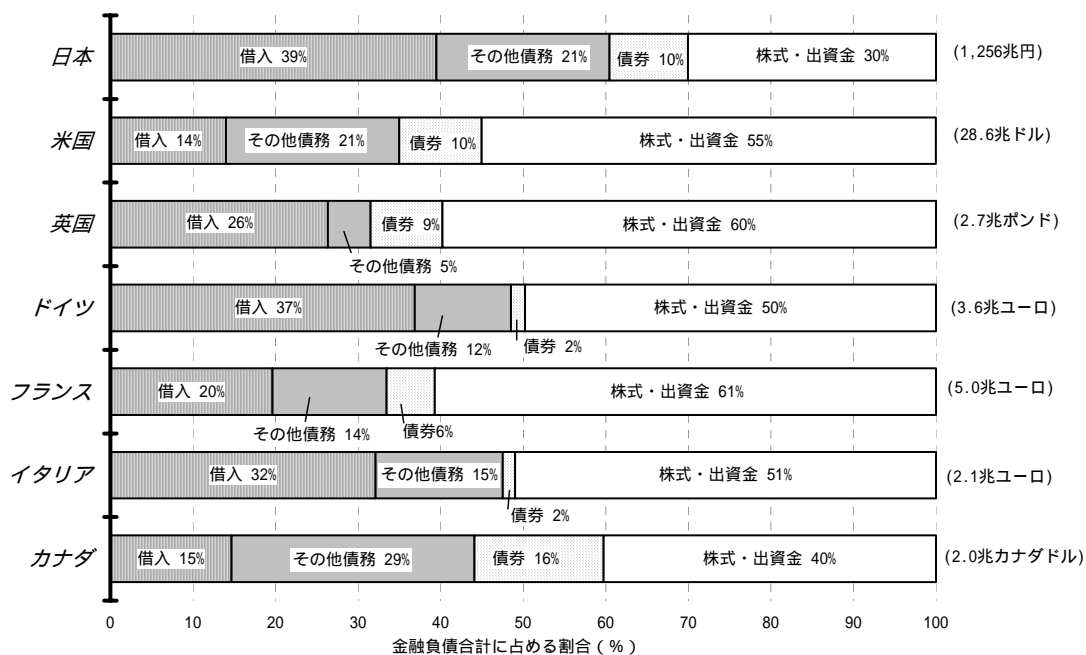
3. 非金融法人企業の負債構成

(1) 欧米主要国

我が国と欧米主要国の非金融法人企業の負債構成について比較を行ったものが、図表3-1である。資金循環統計の負債は、資本も含めた負債サイドの合計を総額としており、負債構成比から各国の事業会社の資金調達構造をおおまかに把握できる。

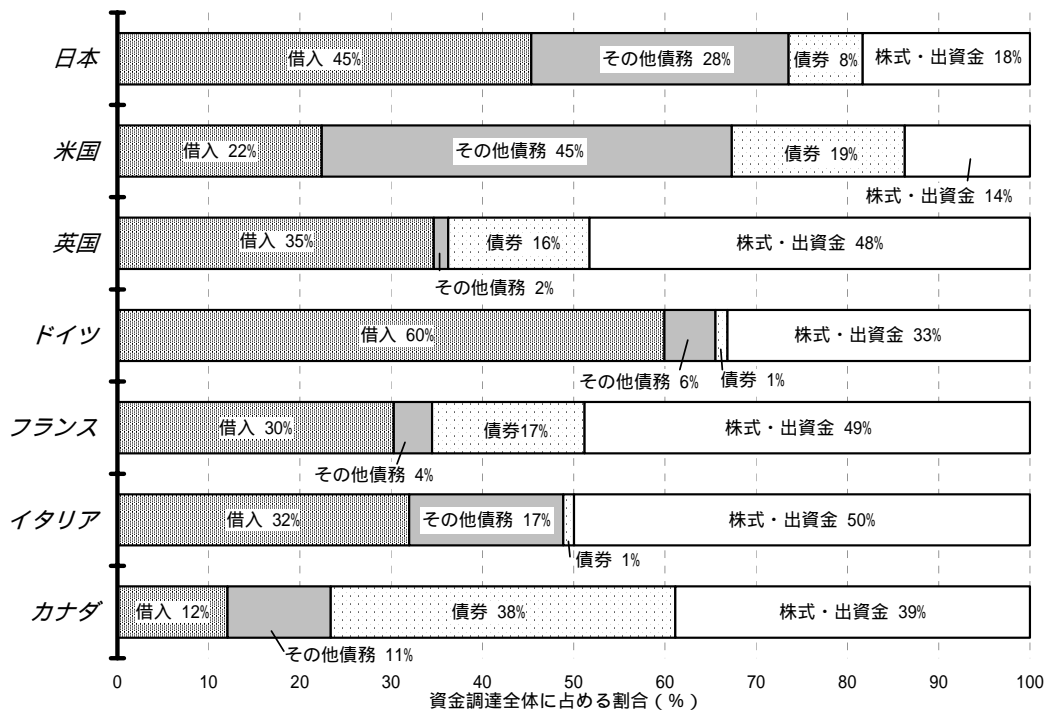
図表3-1では、我が国は、ドイツと並んで、資金調達に占める借入の割合が主要国の中で高いことが分かる。なお、各国とも株式が時価ベースで評価され、株価の変動が反映されていることから、ここでの株式の残高は、企業の過年度における資金調達累計額を意味する訳ではない。そこで、株価の影響を除いてみるため、最近5年間の取引累計額の構成を示したのが参考3-1である。この図表をみると、株式・出資金のウェイトが相対的に小さめになった分、総じて、貸出、債券等のウェイトが相対的に大きめになっているが、我が国とドイツにおいて資金調達に占める借入の割合が高い姿に変わりはないことを確認できる¹⁰。

図表3-1 企業の負債構成(2001年末)



¹⁰ 因みに我が国の場合、「非金融部門の資金調達内訳表」を公表しており、この中で非金融法人企業の資金調達がどのように行われたかがかなり明確に把握できるようになっている。

(参考3-1) 企業の資金調達構成 (最近5年間)



(比較上の留意点)

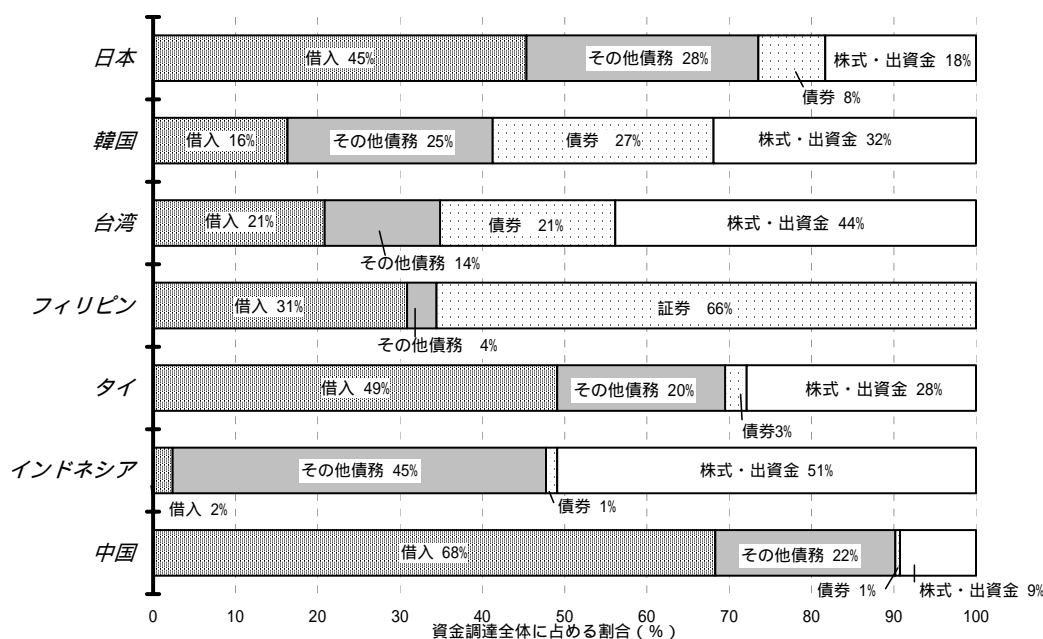
図表3-1に関して留意すべき点として、我が国とカナダの場合、個人企業が含まれていないのに対し、米国ではこれが含まれているほか、イギリス、ドイツ、フランスにおいても、勘定が分離されている個人企業はここに含まれていることが挙げられる。また、イタリアでも、従業員が5人以上の場合、ここに含まれている。とくに、米国については個人企業の純資産 (= 保有する資産 < 実物資産を含む > から負債を差し引いた正味資産) を家計からの出資金としている。こうした扱いは、我が国を基準としてみる場合、出資金の比率が相対的に高く示される方向に作用する。

(2) アジア諸国・地域

アジア諸国・地域における非金融法人企業の負債構成についても比較を試みる。家計の比較と同様、負債残高計数が公表されている国が韓国と台湾のみであるため、最近5年間の取引累計額を代替計数としてみることにする（韓国と台湾の企業の負債残高構成は参考3-2を参照）。

図表3-2をみると、タイと中国は、我が国と同様かそれ以上に資金調達に占める借入の割合が高い。一方、韓国、台湾、フィリピンは、英国、フランス、カナダ等のように、株式・出資金、債券による資金調達が全体の6割前後に達しており、我が国やタイ、中国とは対照的な姿となっている。なお、インドネシアにおいては、株式・出資金とその他債務のウェイトがかなり大きい同国特有の構造となっている¹¹¹²。

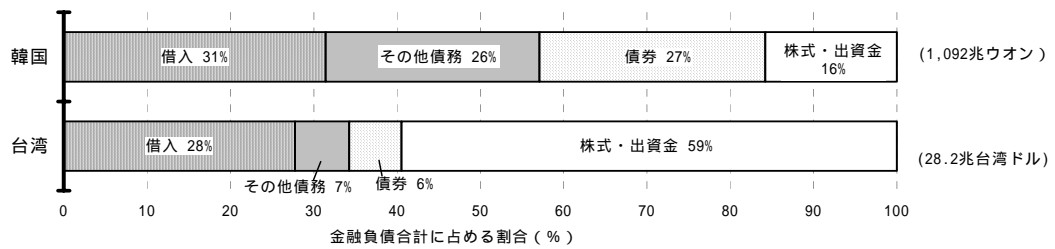
図表3-2 企業の資金調達構成（最近5年間）



¹¹ これは、通貨危機以降、銀行が貸出に消極的になる中で、企業グループ内での資本調達のウェイトが増えた可能性を指摘できる。

¹² 企業の資金調達構成において、その他債務のウェイトがインドネシアと同様に大きい国として米国がある。もっとも、インドネシアでは、企業間・貿易信用がその他債務の中心となっているのに対して、米国では、同国特有の項目である「統計上の不突合」（20頁参照）が中心となっているほか、企業間信用以外に国内直接投資も一定のウェイトを占めるなど、中身は大きく異なる。

(参考3 - 2) 企業の負債構成 (2001年末)



(比較上の留意点)

参考3 - 2 に関して留意すべき点として、韓国の株式・出資金が過小推計されている可能性を指摘できる。韓国の株式・出資金は、各部門の資産サイド (= 保有額) は時価評価されているが、負債サイド (= 発行額) は時価評価されていない。このため、2001年末のデータでみると、各部門の負債サイド (= 発行額) の合計値は、資産サイド (= 保有額) の合計値より 25%程度小さくなっている。仮に、この比率を用いて参考3 - 2の株式・出資金を再計算すると、そのウェイトは 20%程度に上昇する。

4. 家計、企業等を中心とした資金の流れ

前項までは、各国における金融機関の資産・負債構成、家計の金融資産構成、企業の負債構成を概観してきた。一国の資金の流れをみる場合、典型例として、“家計の余剰資金が金融機関による金融仲介機能を通じて企業の資金調達の原資となっている”ということがよく言われる。ここでは、こうした家計、企業等を中心とした資金の流れを改めて大まかに整理する。

(1) 欧米主要国

比較の前提として、まず、我が国の姿をみることにする。図表2 - 1 (7頁) および図表3 - 1 (12頁) をみると、我が国においては、家計の金融資産の中心をなす現金・預金が、預金取扱機関の貸出を通じて、企業における借入中心の資金調達に繋がっている姿がみてとれる。一方、借入以外の資金調達手段として株式・出資金やその他債務も一定のウェイトを占めているが、家計部門はこれらの資金の主な出し手となっているとは言いがたい(図表からは窺えないが、実態としては、金融機関や企業部門が主な出し手となっている)。

次に米国をみると、我が国とは対照的に、家計の金融資産に占める株式・出資金あるいは投資信託のウェイトが高く、これが企業における株式・出資金中心の資金調達に繋がっている姿がみてとれる。一方、家計の現金・預金および企業の借入のウェイトはかなり小さい。

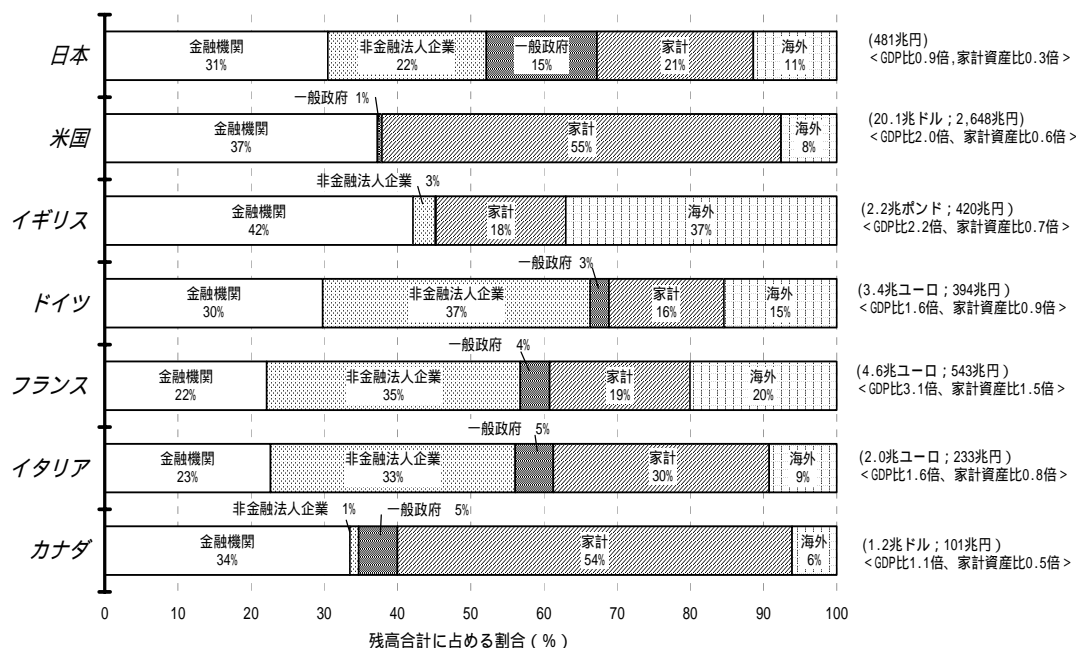
その他の国々についても、国ごとに幅があるものの¹³、家計の金融資産に占める株式・出資金あるいは投資信託のウェイトは、総じて我が国より大きい(これに加えて、イギリスやカナダでは、保険・年金準備金のウェイトが大きい)。また、企業の資金調達に占める株式・出資金のウェイトも最も高くなっており、借入のウェイトが最も高い我が国とは異なる姿となっている。

これらの点を踏まえて、以下では、各国の株式・出資金の保有者別内訳をみてみることにする。図表4 - 1 をみると、我が国では、家計のウェイトは2割程度にとどまっている一方、米国やカナダでは、家計が過半を超える最大の保有者となっており、大きな違いがみてとれる。欧州諸国については、イタリア

¹³ 因みに残高に着目すると、フランス以外の国では、家計の金融資産残高と企業の負債残高が概ね同じ規模となっているが、フランスでは、家計の金融資産残高(3.0兆ユーロ)に比べて、企業の負債残高(5.0兆ユーロ)がかなり大きい。この差額部分は、企業の金融資産運用などによって賄われている。

において、家計のウェイトがやや高めとなっているが、イギリス、ドイツ、フランスは、我が国と概ね同様（2割弱）となっている。

（図表4-1） 株式・出資金の保有者別内訳（2001年末）



（比較上の留意点）

図表4-1に関して留意すべき点として、米国では、非金融企業の株式保有は一切計上されず、非金融企業の保有株式は発行株式とネットアウトされている。これは、非金融企業が保有する株式の価値は、理念上、当該企業の株式時価総額に反映されるため、ネットアウトしないと二重計上になると考えているためである（他の国はグロスベースで計上している）。また、海外保有分については対内直接投資分が含まれていない（他国は含む）ため、この分が過小に示されている可能性がある。

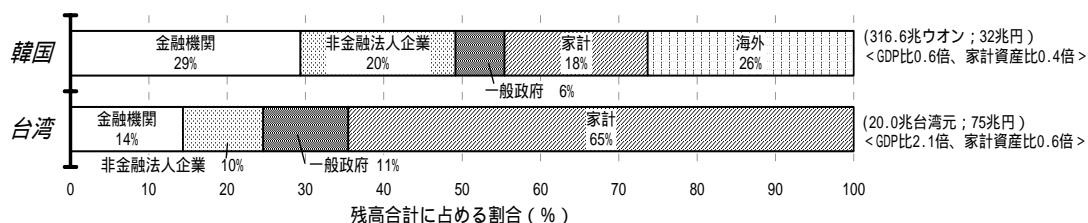
次に、我が国についてみると、一般政府の保有比率が他国に比べて高くなっている。これは、政府の公的機関に対する出資金を本項目に計上しているためである。また、株式・出資金の規模（図表4-1グラフ右端）に着目すると、GDP対比、家計の金融資産対比のいずれでみても、我が国は欧米主要国に比べてかなり小さい。このため、我が国の場合、家計部門の金融資産全体の中では株式・出資金のウェイトは低い（図表2-1参照）株式・出資金の保有者別内訳では家計が欧州諸国並みのウェイトを占めている点には留意が必要であろう。

(2) アジア諸国・地域

家計部門、企業部門等を中心とした資金の流れについて、アジア諸国・地域においても同様の比較を試みる。データの制約上、前項までと同様に最近5年間の取引構成をみていくこととする。図表2-2(10頁)および図表3-2(14頁)をみると、家計の金融取引の中心は、我が国を含めて、総じて、現金・預金を中心となっている点は共通している。一方、企業の資金調達構成をみると、我が国と同様、借入が中心となっているのは、タイと中国であり、韓国¹⁴、台湾、フィリピンについては、株式・出資金や債券のウェイトが相対的に高い。

参考までに株式・出資金の保有者別内訳について、データ取得可能な韓国、台湾の例をみてみることにする。図表4-2をみると、韓国は、ドイツ、フランスのように各部門が各々一定のウェイトを占めている一方、台湾は、米国、カナダのように家計の保有ウェイトが最も大きい姿がみてとれる。

(図表4-2) 株式・出資金の保有者別内訳(2001年末)



(比較上の留意点)

図表4-2に関して留意すべき点として、台湾では、家計部門の保有分について、株式・出資金の合計額から家計以外の部門の保有分を控除した残差で推計しているため、この中に海外部門などが混在している可能性がある。

¹⁴ 韓国、台湾については、ストック計数もみることができ(参考3-2)。これによると、韓国では、借入のウェイトは31%を占めているが、我が国やタイ、中国のような中心的地位を占めるまでには至っていない。

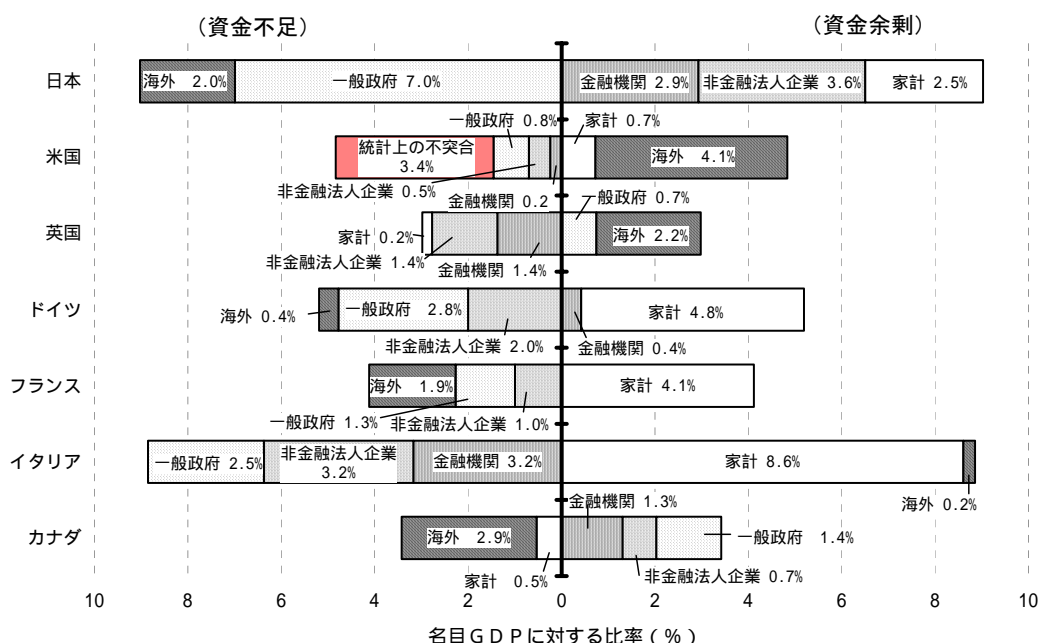
5. 経済主体別の資金過不足

経済主体別に資金過不足（対名目 GDP 比率）を比較したものが、図表 5 - 1（欧米主要国）および図表 5 - 2（アジア諸国・地域）である¹⁵。資金余剰、資金不足はそれぞれ実物面での貯蓄超過、投資超過を意味しており、実体経済活動の背景にある金融活動を分析する上で、有用な資料である。

（1）欧米主要国

2001 年中の資金過不足をみると、我が国では家計と非金融法人企業が資金余剰主体となる一方、一般政府が大きく資金不足主体となっている。欧米主要国と比べると、特に、非金融法人企業が資金余剰となっているのは我が国以外ではカナダのみであるほか、我が国の一般政府の資金不足割合の高さが、欧米主要国に比べて高いことが目立つ。

図表 5 - 1 経済主体別の資金過不足（対名目 GDP 比率、2001 年中）



¹⁵ 名目 GDP の計数は、欧米主要国については各国資料、アジア諸国・地域（中国を除く）については「世界の統計」（総務省統計局）中国については中国人民銀行統計季報による。なお、図表 5 - 2 におけるフィリピン、タイについては、データの制約上、1999 年ベースとなっている。

(比較上の留意点)

図表5 - 1 に関して留意すべき点として、部門分類の問題がある。すなわち、我が国とフランスでは家計と対家計民間非営利団体を別の部門として分類しているが、他の国はこれを分離していないため、家計に対家計民間非営利団体の金額が含まれている。また、個人企業を計上する部門が国によって異なり、我が国では、これを家計に含めているのに対し、米国では非金融法人企業に、また、その他の国も勘定分離がなされているものについては非金融法人企業に含めている。

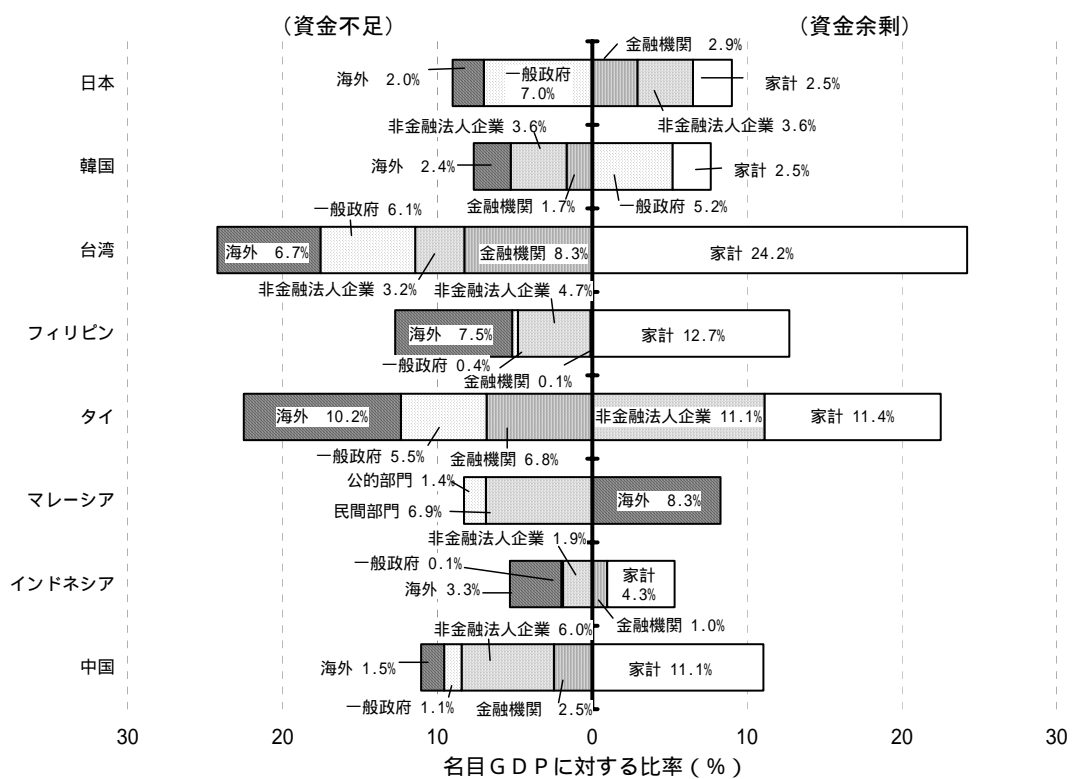
さらに、米国は、図表上に「統計上の不突合」が表れている。米国の資金循環統計では、企業間信用など一部の金融資産・負債について認識時点や評価方法が資産サイドと負債サイドで異なることなどを勘案して両者のバランスを取っていない。この結果、全部門の資金余剰と不足を合計しても、その値はゼロにならないため、「統計上の不突合」として表示されている。

(2) アジア諸国・地域

2001 年中の資金過不足をみると、ウェイトの違いこそあれ、家計が資金余剰主体である点は各国共通となっている。その他の経済主体についてみると、タイにおいては、我が国と同様、非金融法人企業が資金余剰主体となっているほか、一般政府が我が国と同じ程度のウェイトで資金不足主体となっている。一般政府がある程度大きな資金不足主体となっているのは、ほかに台湾がある。また、金融機関に着目すると、韓国、台湾、タイ、中国においては、資金不足主体となっている一方、マレーシア、インドネシア等では我が国と同様に資金余剰主体となっている。

なお、アジア諸国・地域においては、欧米主要国に比べて各部門の資金過不足の幅が総じて大きい。例えば、全ての資金余剰主体を合計した資金余剰の対名目 GDP 比率をみると、我が国(9%)は、欧米主要国の中ではイタリア(9%)と並んで最大だったが、アジア諸国・地域の中では相対的に小さい部類に入る(最大は台湾の24%)。

図表5 - 2 経済主体別の資金過不足（対名目GDP比率、2001年中）



(参考5) 各国の名目GDP、推計人口(2001年)

	名目GDP <現地通貨ベース>		名目GDP <円換算> (兆円)	為替レート	推計人口 (百万人)
		(単位)			
日本	5,075	(千億円)	507.5		127.3
米国	10,082	(十億ドル)	1,325.5	1ドル=131.47円	284.8
イギリス	994	(十億ポンド)	190.5	1ポンド=191.68円	59.5
ドイツ	2,074	(十億ユーロ)	243.3	1ユーロ=117.32円	82.4
フランス	1,476	(十億ユーロ)	173.1	1ユーロ=117.32円	59.2
イタリア	1,220	(十億ユーロ)	143.1	1ユーロ=117.32円	57.9
カナダ	1,108	(十億カナダドル)	91.7	1カナダドル=82.76円	31.1
韓国	545	(兆ウォン)	54.4	100ウォン=9.98円	47.3
台湾	95	(千億台湾ドル)	35.8	1台湾ドル=3.76円	22.3
フィリピン	36	(千億ペソ)	9.1	1ペソ=2.53円	77.1
タイ	51	(千億バーツ)	15.2	1バーツ=2.98円	62.9
マレーシア	33	(百億リンギ)	11.4	1リンギ=34.60円	22.6
インドネシア	149	(十兆ルピア)	18.8	100ルピア=1.26円	214.8
中国	959	(百億元)	152.4	1元=15.89円	1,285.0

* 図表5-2におけるフィリピン、タイは、資金過不足データが1999年末ベースであるため、計算で使用した名目GDPも1999年の値(フィリピン:30千億ペソ、タイ:46千億バーツ)となっている。

第2章 各国の資金循環統計の概要

本章では、前章において比較してきた各国の資金循環統計の概要について整理する。また、資金循環統計に関する解説が充実している欧米4カ国（米国、イギリス、ドイツ、フランス）については、概要、各部門の内容と比較上の留意点、取引項目の内容と比較上の留意点について、各々概説する（後掲の〈参考〉欧米4カ国の資金循環統計を参照）。

1. 作成機関、作成頻度、公表時期

作成機関については、中央銀行である国が大半（欧米主要国では6カ国中4カ国〈米国、ドイツ、フランス、イタリア〉、アジア諸国・地域では、7カ国中4カ国〈韓国、台湾、フィリピン、中国〉）。中央銀行が作成しない国においては、国の統計機関（イギリス、カナダ）ないし経済政策機関（タイ）が作成している。

作成頻度については、四半期と年で大別される。我が国と同様、四半期である国は、米国、イギリス、イタリア、カナダ、韓国、マレーシア、インドネシア、年ベースの国は、ドイツ、フランス、台湾、フィリピン、タイ、中国である。

公表時期については、我が国（10～11週間後）は、米国（10週間後）やイギリス（10～11週間後）と並んで、最も早い。逆に、ドイツ（28週間後）、イタリア（17～18週間後）、フランス（16週間後）は相対的に遅い。アジア諸国・地域の中では、韓国（11週間後）の早さが目立つ。

2. データ始期

欧米主要国においては、イタリアを除き、概ね1950年代～1960年代に開始されている。こうした中、我が国のデータ始期（年次：'54年～、四半期：64/1Q～）は、年次ベースは、米国（'45年～）、ドイツ（'49年～）、フランス（'53年～）に次いで4番目に古く、四半期ベースは、米国（'52/1Q～）、イギリス（63/1Q～）に次いで3番目に古くまで遡れる。

一方、アジア諸国・地域においては、韓国、台湾（ともに'65年～）が最も古く、次いでタイ（'72年～）となっている。その他の国々では、1980年代に開始されている。最も新しいのは中国で1992年からのデータ始期となっている。

3. 部門・取引項目数

部門・取引項目数をみると、我が国（部門×取引項目＜以下、同じ＞：46×52）は、米国（33×34）、カナダ（40×25）など欧米主要国と比べても多い。

一方、資金循環統計の歴史が比較的浅いアジア諸国・地域では、我が国や欧米主要国と比べると、部門・取引項目数ともに総じて少ない。特に、フィリピン（5×14）、マレーシア（4×11）の少なさが目立つ。

4. 93SNA対応の有無

現在、国民経済計算体系は68SNAから93SNAへと移行している。こうした中、我が国および欧米主要国においては、全て93SNA対応となっている¹⁶。

アジア諸国・地域では、台湾、フィリピン（一部）、マレーシア、インドネシア、中国の5カ国が93SNA対応となっており、韓国も2～3年以内に93SNA対応にすることを表明している。一方、タイは、今のところ93SNA対応とはなっていない。

5. 金融資産・負債残高表の有無

欧米主要国では、金融資産・負債残高表が作成されているものの、既述のとおり、アジア諸国・地域においては、韓国、台湾を除くと金融資産・負債残高表が作成されていない（取引表のみ）。

なお、日欧米7カ国のうち、我が国とフランスでは、取引表と資産・負債残高表と同じ部門・取引項目で調整表が作成されている。米国は、家計・対家計民間非営利団体、非金融企業のみ調整表が作成されているが、その他の国々では、調整表は作成されていない¹⁷。

¹⁶ 厳密には、欧州4カ国（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア）については、93SNAのEU版である95ESAに対応している。

¹⁷ もっとも、調整表については、金融資産・残高表と金融取引表が揃っていれば、当期の残高 - 前期の残高表 - 当期の取引表 = 調整表という計算式により算出可能である。

各国の資金循環統計の概要

(以下の情報は03年11月現在のものであり、今後変更しうる点については留意が必要。)

	日 本	米 国	イギリス	ドイツ	フランス
作成機関	日本銀行	Board of Governors of the Federal Reserve System	Office for National Statistics	Deutsche Bundesbank	Banque de France
作成頻度	四半期	四半期	四半期	年	年
公表時期	10～11週間後	10週間後	10～11週間後	28週間後	16週間後
データ始期	年次： 1954年～ 四半期： 1964年 第1四半期～	年次： 1945年～ 四半期： 1952年 第1四半期～	年次： 1963年～ 四半期： 1963年 第1四半期～	1949年～	1953年～
(HP等から 入手可能な 現行ベースの 計数)	年次： 1954年～ 四半期： 1964年 第1四半期～	同 上	年次： 1987年～ 四半期： 1987年 第1四半期～	1991年～	1995年～
部門 × 取引項目(注1)	46 × 52	33 × 34	12 × 45	10 × 21	25 × 47
93SNA対応(注2)			(95ESA対応)	(95ESA対応)	(95ESA対応)
金融取引表					
金融資産負債残高表					
調整表(注3)		家計・対家計民間非営 利団体、非金融企業のみ	×	×	
インターネット・ ホームページ	http://www. boj.or.jp/	http://www. federalreserve.gov/ release/Z1/	http://www. Statistics.gov.uk	http://www. bundesbank.de/	http://www. banque-france.fr/
出版物	金融経済統計 月報	Flow of Funds Accounts	Financial Statistics (Blue Book)	Special Statistic Publication 4, Monthly Report(June)	Comptes et Indicateurs Economique

(注1) 取引項目数は、原則として全体表(マトリックス形式)に記載されている項目ベースとし、「資金過不足」も一項目として数えている。通常の公表が主として時系列形式となっている国(米国、イギリスなど)については、当該時系列に記載されている項目ベースとしている。

(注2) ここでは、最新のデータについて93SNA対応の有無を表示しており、上段のデータ始期から全て93SNA対応となっていることを示すものではない。

(注3) 明示的に作成されていない国でも、残高の前期差から取引額を控除する方法により調整表を作成することが可能。

	イタリア	カナダ	韓国	台湾	フィリピン
作成機関	Banca d' Italia	Statistics Canada	Bank of Korea	Central Bank of China	Bnagko Sentral ng Pilipinas
作成頻度	四半期	四半期	四半期	年	年
公表時期	17～18週間後	11～13週間後	11週間後(注4)	1年後	3年後
データ始期	年次： 1990年～ 四半期： 1990年 第1四半期～	年次： 1961年～ 四半期： 1961年 第1四半期～	年次： 1965年～ 四半期： 1965年 第1四半期～	1965年～	1980年～(注5)
(HP等から入手可能な現行ベースの計数)	年次： 1995年～ 四半期： 1999年 第1四半期～	同上	年次： 1975年～ 四半期： 1975年 第1四半期～	1982年～	なし
部門 × 取引項目(注1)	10 × 46	40 × 25	11 × 43	8 × 31	5 × 14
93SNA対応(注2)	(95ESA対応)		× (68SNA対応)		(一部)
金融取引表					
金融資産負債残高表					×
調整表(注3)	×	×	×	×	×
インターネット・ホームページ	http://www.bancaditalia.it/	http://www.statcan.ca	http://www.bok.or.kr/svc/frame_eng.html	http://www.cbc.gov.tw/EngHome/economic/statistics/fof/index.htm	なし
出版物	Supplements to the Statistical Bulletin	National balance sheet accounts, quarterly estimates, National balance Sheet accounts, annual estimates	Flow of Funds (Quarterly), Monthly Statistical Bulletin, Economics Statistics Yearbook	Flow of funds in Taiwan district, republic of CHINA	Annual Report

(注4) 確報の年次データは2年後の2月か3月、四半期データは速報公表時の次の月。

(注5) 1995年はデータ制約上、作成されていない。また、1980年から1994年までの作成方法と1996年からの作成方法と異なる。

	タイ	マレーシア	インドネシア	中国
作成機関	Office of the National Economic and Social Development Board	Bank Negara Malaysia	Central Bureau of Statistics	The People's Bank of China
作成頻度	年	年	四半期	年
公表時期	2年後	1年後	9月～12月末にかけて	9月～12月末にかけて
データ始期	1972年～	1987年～	年次： 1980年～ 四半期： 1988年 第1四半期～	1992年～
(HP等から入手可能な 現行ベースの 計数)	1995年～	なし	1999年 第1四半期～	なし
部門 × 取引項目(注1)	2 3 × 1 8	4 × 1 1	8 × 2 4	5 × 3 5
93SNA 対応(注2)	×			
金融取引表				
金融資産負債残高表	×	×	×	×
調整表(注3)	×	×	×	×
インターネット・ ホームページ	Http://www.nesdb.go.th/Main_menu/Macro/Flow_data/2538_2542/menu.html	なし	http://www.bps.go.id/sector/nra/funds/tables.shtml	なし
出版物	Flow-of-Funds Accounts Of Thailand 1995-1999	Annual Report	Quarterly Indonesian Flow-of-Funds Accounts	The People's Bank of CHINA Quaterly Statistical Bulletin, Annual book

< 参考 > 欧米 4 力国の資金循環統計

1 . 米国の資金循環統計

(1) 各部門の内容¹と比較上の留意点

1 . 家計及び対家計民間非営利団体

(Households and nonprofit organizations – F.100)

家計(農家を含む)、及び非営利団体(慈善団体、教会、学校、労働組合等)から構成される。ただし、個人企業は家計には含まれず、非金融企業(個人企業<農業を除く>あるいは、農業)に計上される。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、個人企業を家計に含めているが、米国の資金循環統計では、個人企業を企業として捉え、家計から分離している。

他方、日本では、対家計民間非営利団体を家計から分離しているが、米国では、対家計民間非営利団体を家計に含めている。ただし、米国の場合、年に1度、付表において対家計民間非営利団体(F.100.a)に係る残高・取引フローを推計・公表している。

2 . 非金融企業 (Nonfinancial business – F.101)

非金融企業は非金融法人企業(農業を除く)、個人企業(農業を除く)、農業、の3部門から構成される。

2 - 1 . 非金融法人企業 (農業を除く)

(Nonfarm nonfinancial corporate business – F.102)

当部門は、農業を除く国内の民間非金融法人企業から構成される。金融持株

¹Guide to the Flow of Funds Accounts は、現在、2000年6月に改訂されたものを入手することができる(詳細はFRBのホームページを参照)。

会社以外の持株会社、S会社(株主35人以下の会社)、不動産管理会社も含まれる。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計は非金融法人企業に、公的非金融法人企業を含めている。一方、米国の資金循環統計では、公的非金融法人企業は法人企業部門ではなく、中央政府に含まれている。したがって、米国の資金循環統計の非金融法人企業は、日本の資金循環統計の民間非金融法人企業に近い。

2 - 2 . 個人企業(農業を除く) (Nonfarm noncorporate business – F. 103)

パートナーシップ、有限会社、個人企業、賃貸所得主等から構成される。

個人企業の収益(所得)は、その全額が家計に一旦配当され、それが出資金(Proprietor's net investment)という形で再投資されると仮定されている。なお、当該出資金の残高は、当部門の負債には計上されていない(家計部門の資産サイドにおいては、農家への出資金と合算のうえ、計上されている)。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、個人企業を独立した部門として計上しておらず、家計に含めている。

米国の資金循環統計における個人企業の収益の扱いは、個人企業の所得が家計に帰属すると考える点において、日本の資金循環統計・国民経済計算の扱いと異ならない。もっとも、個人企業を家計と企業に分割し、家計への全額配当と家計から個人企業への再投資を擬制する手法は、米国独自のものである。

2 - 3 . 農業 (Farm business – F.104)

農業は、農業法人および農業個人企業から構成される。

個人企業の農場については、収益(フロー)は、全額が家計に配当され、それが出資金(Proprietor's net investment)という形で再投資されると仮定される。

なお、当該出資金の残高は、当部門の負債には計上されていない(家計部門の資産側においては、個人企業への出資金と合算のうえ、計上されている)。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、農業を独立した部門として計上していない。農家を個人企業として家計に含めるとともに、法人形式で運営される農場(稀なケース)を、民間非金融法人企業に含めている。

農家の収益の取り扱いについては、個人企業の収益の取り扱いと同様の点に留意する必要がある。

3. 地方公共団体

(State and local governments, excluding employee retirement funds
– F. 105)

当部門は、州政府等の地方公共団体、及び地方公共団体に関わる基金や公的機関から構成される。州・地方職員退職基金は、金融機関部門に別途計上される。

4. 中央政府 (Federal government – F.106)

連邦政府機関、及び連邦政府に係る基金、特別会計、公的機関(例えば、米国輸出入銀行)から構成される。政府後援金融機関や、通貨当局に分類される勘定は含まれない。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、中央政府から公的企業への出資を、中央政府の資産(株式・出資金)として計上しているが、米国の資金循環統計では、中央政府から公的機関への出資は計上されていない。

5. 海外 (Rest of the world – F.107)

海外部門は、国際収支統計における海外の範囲と基本的に一致している。ただし、オフショア勘定(I B F: International Banking Facilities)は、資金循環統計では海外として取り扱うのに対し、国際収支統計では国内として取り扱われる。

6 . 通貨当局 (Monetary authority –F.108)

当部門は、連邦準備銀行と、財務省の通貨に関連する勘定を統合したものである。通貨当局の保有資産には、貨幣用金、SDR といった外貨準備の対象資産も含まれる。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、通貨当局部門を設けていない。また、中央銀行部門は、政府の勘定を含まない(外国為替特別会計は中央政府に分類される)。

7 . 商業銀行 (Commercial banking – F.109)

商業銀行は国内銀行、在米外銀、銀行持株会社、米国付属地域内の商業銀行の 4 部門から構成される。

7 - 1 . 国内銀行 (U.S.- chartered commercial banks – F.110)

当部門は、米国本土 (50 州およびコロンビア特別自治区) の当局の監督下にある銀行を指す (在米外銀を除く) 。国内銀行間の預金・貸出はネットアウトして計上している。ただし、海外の支店等との取引 (本支店勘定) はネットアウトせず、グロスベースで計上している。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、銀行間の預金・貸出をネットアウトせず、グロスベースで計上している。

7 - 2 . 在米外銀 (Foreign banking offices in the U.S. – F.111)

在米外銀は、外銀の米国支店、エッジアクト法人 (国際取引専門の子会社)、ニューヨーク州投資会社 (外国銀行に所有されているもの)、アメリカンエキスプレス銀行、を含む。

なお、国内法に基づいて設立された銀行は、外国資本に所有されていても、国内銀行に分類する。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計でも、国内法に基づいて設立された銀行は、持分を保有する主体の国籍等に関わらず国内銀行に分類している。

7 - 3 . 銀行持株会社 (Bank holding companies – F.112)

当部門は、商業銀行の親会社のうち、連結ベースで 1.5 億ドル以上の資産を保有する純粋持株会社、ないし 公衆からの資金調達や、銀行以外の金融活動も行っている持株会社、から構成される。

銀行持株会社の主な運用対象は、子会社に対する持分であり、主な資金調達手段は、債券、CPである。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、金融持株会社は独立した部門ではなく、主要な傘下子会社の属する部門(国内銀行、証券会社など)に分類することになっている。

7 - 4 . 付属地域にある商業銀行

(Banks in U.S.-affiliated areas – F.113)

当部門は米国の付属地域(グアム、プエルトリコ等)に存在する国内銀行・在米外銀から構成される。なお、これらの機関は、資金循環統計以外の金融統計(FRBが作成するもの)では、非居住者として取り扱われており、これらの機関が受入れる預金は、マネーサプライに含まれていない。

8 . 貯蓄金庫 (Savings institutions – F. 114)

貯蓄金庫は、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、連邦貯蓄銀行、マサチューセッツ協同銀行から構成される。

9 . 信用組合 (Credit unions – F. 115)

信用組合は、信用組合連合会(U.S. central credit union)を頂点にした、系統組織を形成する信用組合である。

系統預金等、系統組織内部での債権債務については、ネットアウトされている。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、系統組織での預金もネットアウトせず、グロスベースで計上している。

10 . 個人信託 (Bank personal trusts and estates – F.116)

個人信託は、預金取扱機関や信託会社(預金保険の対象とならない機関)において運営されている信託契約を指す。保有資産(実物資産・金融資産)と同額の信託受益権を有し、当該信託受益権の全額を家計が保有する(Investment in bank personal trust)ものとして、計上される。

信託における運用収益は、家計に配当され、再投資されたものとして取り扱われる。このため、信託受益権は、運用資産(実物資産、金融資産)と一致する。

11 . 生命保険会社 (Life insurance companies – F.117)

生命保険会社は、生命保険商品を販売する相互会社、株式会社から構成される。また、変額年金保険に係るミューチュアル・ファンドは、当部門に含まれている。一方、共済組合、貯蓄銀行、連邦政府も、生命保険商品を提供しているが、これらは当部門には含まれない。

12 . 非生命保険会社 (Other insurance companies – F. 118)

非生命保険は、損害保険商品を提供する会社のほか、再保険会社や信用保証会社を含む。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、信用保証機関は非生命保険ではなく非仲介型金融機関に分類している。

1 3 . 民間年金基金 (Private pension funds – F.119)

1 3 - 1 . 確定給付型年金

(Private pension funds : Defined benefit plans – F.119.b)

1 3 - 2 . 確定拠出型年金

(Private pension funds : Defined contribution plans – F.119.c)

民間年金基金は、確定給付型年金、確定拠出型年金（401k等）から構成され、企業年金や個人企業用の税制適格年金のほか、非営利団体職員の退職金積立も含まれる。他方、個人年金や個人退職金勘定（IRA：Individual Retirement Accounts等）は含まれない²。なお、付表として、確定給付型年金（119b）確定拠出型年金（119c）といった内訳が公表されている。

民間年金基金に係る年金準備金（家計に対する債務）のストック計数は運用資産（実物資産および金融資産）と等しい。一方、フロー計数は運用資産の増減から、貯蓄（＝投資収益）を控除した額が計上される。

1 4 . 州・地方職員退職基金

(State and local government employee retirement funds – F.120)

当部門は、州・地方職員の退職基金から構成される。職員と地方政府の双方とが拠出を分担している場合の基金のみを含み、職員のための拠出によって運営される年金基金は含まない。

州・地方職員退職基金に係る、年金準備金（家計に対する債務）のストック計数は、運用資産（実物資産および金融資産）と等しい。一方、フロー計数は運用資産の増減から貯蓄（＝投資収益）を控除した額が計上される。

(比較上の留意点)

米国の資金循環統計では州・地方職員退職基金を、金融機関に分類するのに対し、日本の資金循環統計では、地方公務員等共済年金を、その2・3階部分（加算部分）をも含め、社会保障基金の公的年金に分類している。家計や政府の貯蓄を比較する際には、この点に留意する必要がある。

² 個人退職金勘定が保有している投信や預金は家計が保有しているものとして記録される。

15. 中央政府職員退職基金

(Federal government retirement funds – F.121)

当部門は、中央政府退職基金から構成され、主に中央政府職員財形貯蓄 (the Federal Employees Thrift Savings plan) , 国営鉄道退職投資信託 (The National Railroad Retirement Investment Trust) 等を含む。

(比較上の留意点)

米国の資金循環統計では連邦職員退職金積立を年金基金として金融機関に分類するのに対し、日本の資金循環統計では、国家公務員等共済年金を、その2・3階部分 (加算部分) をも含め、社会保障基金の公的年金に分類している。家計や政府の貯蓄を比較する際には、この点に留意する必要がある。

16. MMMF (Money market mutual funds – F.122)

MMMFは、短期金融市場商品を主な運用対象とする、オープンエンド型投信である。

負債は、金融資産と同額の証券 (投資信託受益証券) が発行される形となっている (このため、当部門に資金過不足が生じないほか、発行受益証券の残高は時価で評価されていることになる) 。

17. ミューチュアル・ファンド (Mutual funds – F.123)

ミューチュアル・ファンドは、オープン・エンド型の投資信託のうち、MMMFを除くものである。様々な証券に投資する集団投資ファンドスキームを指すが、ヘッジファンドや変額年金保険に係るものは含まれない。

負債は、金融資産と同額の証券 (投資信託受益証券) が発行される形となっている。このため、当部門は資金過不足が生じないほか、発行受益証券の残高は時価で評価されていることになる。

18．クローズド・エンドファンド&ETF(上場投信) (Closed-end and exchange-traded funds – F.124)

クローズド・エンドファンドは、クローズド・エンド型の投資信託のうち、不動産投信を除くものであり、様々な証券に投資する集団投資ファンドスキームを指す。ETF(上場投信)は取引所に上場され、取引所で売買される投信信託を指す。

負債は、金融資産と同額の証券(投資信託受益証券)が発行される形となっている。このため、当部門は資金過不足が生じないほか、発行受益証券の残高は時価で評価されていることになる。

19．政府後援金融機関 (Government-sponsored enterprises – F.125)

政府後援金融機関は、家計に住宅貸付を行う機関や農家向け貸出を行う企業7機関(連邦住宅銀行(FHLBs<住宅貸付関連>)、連邦住宅抵当公庫(FNMA<ファニーメイ、住宅貸付関連>)、連邦住宅貸付抵当公社(FHLMC<フレディーマック、住宅貸付関連>)、奨学金融資金庫(SLMA<サリーメイ、学生向け貸出関連>)、農業信用制度(FCIS<農家向け貸出関連>)、ファイナンス公社(FICO<債権買取関連>)、整理資金調達公社(REFCORP<レフコープ、債権買取関連>)から構成される。これらは、現在は民間の金融機関とされているが、中央政府が設立したという経緯や、中央政府との法的な関係等から政府後援金融機関と呼ばれるものである。FICO、整理資金調達公社については、政府との資本関係がある。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計における政府系金融機関は、出資を中央政府に依存している点で、政府後援金融機関と異なる。米国の資金循環統計では、米国輸出入銀行等、出資を中央政府に依存している金融機関は、中央政府に分類されている。

20．連邦政府モーゲージプール (Federally related mortgage pools – F.126)

当部門は、債権流動化に係る契約(一種の特別目的会社)から構成される。資産は政府後援金融機関や中央政府に含まれる政府系金融機関から譲渡され

た貸出債権（抵当貸付等）が計上される。

負債は取得した資産（貸出債権のみ）と同額の証券（モーゲージプール発行証券＜政府関係機関債の一種＞のみ）を発行する形となっている。

（比較上の留意点）

日本の住宅金融公庫も住宅貸付を担保に証券を発行しているが、証券の裏付けとなる住宅貸付は同公庫のバランスシートからオフバランスされていないため、「債券流動化に係る特別目的会社・信託」の保有債券には当たらない。

2 1 . A B S 発行機関 (Issuers of asset-backed securities – F.127)

この部門は、債権流動化に係る特別目的会社から構成される。資産は、モーゲージプール発行証券、企業向け貸出債権、抵当貸付債権（モーゲージ）、学生向け貸出債権、消費者信用債権、売掛債権といった債権が計上される。なお、A B S 発行機関が消費者向けオートリース債券を取得した場合は、金融資産ではなく実物資産（賃貸資産）として計上される。

負債は、取得した資産（上記の貸出債権、モーゲージプール発行の政府関係機関債、実物資産）と同額の証券（社債＜A B S＞、C P＜A B C P＞）を発行する形となっている。

2 2 . ファイナンス会社 (Finance companies – F.128)

ファイナンス会社は、主に社債やC Pを発行して資金を調達し、個人・法人向けに貸出（消費者信用、リース、抵当貸付等のような割賦債権の形式を取る）を行う金融機関である。

消費者向け自動車リース等、金融取引として取り扱われないリースは実物資産として計上される（メモ項目として記録）。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、クレジット会社、リース会社といった貸金業者に加え、抵当証券会社、証券金融会社、整理回収機構も、ファイナンス会社に含まれる。

2 3 . モーゲージ会社 (Mortgage companies – F.129)

モーゲージ会社は、モーゲージブローカーやモーゲージバンカーから構成される。モーゲージブローカーは、抵当貸付の証券化を行う政府後援金融機関やモーゲージバンカーなどに売却する目的で抵当貸付を行ったり、他の貸手の名義で貸付を行う機関である。また、モーゲージバンカーは、同様の目的で抵当貸付を行ったり、他の金融機関の名義で抵当貸付の組成を行ったり、ブローカーから抵当貸付債権の買取を行う。資金調達は、主に、借入に依存している。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、抵当証券会社をファイナンス会社に含めている。

2 4 . 不動産投信 (Real estate investment trusts – F. 130)

不動産投資信託 (R E I T s) は、主に不動産や抵当貸付を運用対象とする、クローズド・エンド型の集団投資ファンドスキームである。

不動産 (実物資産) や抵当貸付 (金融資産) といった資産を保有し、株式のほか、債券や借入によって資金調達を行う。

2 5 . ディーラー・ブローカー (Security brokers and dealers – F.131)

証券会社等、証券のディーリングやブローキングを主要な業務とする金融機関から構成される。主な資産は証券発行体からの担保返戻金や顧客に売却あるいは貸すための債券である。資金調達の主要な手段は、預り金、レポ、借入等である。

2 6 . ファンディング会社 (Funding corporations – F.132)

ファンディング会社は、在米外銀の資金調達子会社、海外の銀行・ノンバンク等の在米資金調達子会社、金融持株会社 (銀行持株会社は含まない) から構成されるほか、証券貸借取引勘定を含む。

証券貸借取引勘定では、証券会社から証券貸借の担保として預かった現金³を借入（Securities loaned）として負債側に計上するとともに、当該現金の運用対象（MMMF、CP、社債等）を資産側に、他の機関の資産と合算して計上する。なお、 については、在米資金調達子会社から海外の親会社への調達資金の送金は、負の対内直接投資⁴として計上している。

（２） 取引項目の内容と比較上の留意点

A．貨幣用金及び外貨準備

（Gold and official foreign exchange holdings – F.200）

当項目では、米国の外貨準備に関する取引が計上され、貨幣用金、SDR、外貨、IMFリザーブポジションが含まれる。

これらは、フロー表、ストック表とも基本的に、通貨当局および中央政府の資産、海外の負債として計上される。ただし、国際基準に則って、貨幣用金およびSDRはストック表ではいずれの部門の負債にも計上しない。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、外貨準備資産はそれぞれ、取引項目毎（外貨預金、対外証券投資、金・SDR等）に計上される(欄外に参考として、外貨準備額を表示)。

B．SDR証書及び財務省発行通貨

（SDR certificates and treasury currency – F. 201）

当項目は、通貨に係る財務省と通貨当局間の取引等を指し、SDR証書および財務省発行通貨から構成される。

SDR証書は、財務省がSDRを通貨として利用するときに、中央銀行に対

³ 当該現金は、証券会社部門において、資金の貸出として取り扱われ、その他資産として計上されている。

⁴ 一般的には、直接投資を行う企業が投資対象企業に対して資金を投入し、これが対内直接投資として計上されるが、投資対象企業が投資企業に調達資金の送金を行う場合には、資金の移動が逆方向となることから、負の対内直接投資として記録される。

して発行する債務証券である。

財務証券発行通貨 (Treasury currency) は銀貨、小額貨幣、合衆国紙幣などから構成される。政府の発行額(負債)と通貨当局保有額 (資産) との差が統計上の不突合として計上される。この不突合は、連邦政府通貨発行益 (seigniorage) を意味している。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、貨幣を中央銀行が発行するものとして計上するとともに、中央銀行が中央政府に対する債権を保有するものと擬制して、当該擬制債権を「その他」に計上している。

C . 海外預金 (U.S. deposits in foreign countries – F. 202)

当項目には、米国の民間法人・個人による、海外金融機関に対する預金 (譲渡性預金を含む) が計上されている。家計、非金融法人、MMMF の海外預金保有額は特定されているが、多くは保有主体を特定できない資産として取り扱われている。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、海外預金という項目はなく、国内の銀行等への預金と同じ項目に計上している。

D . インターバンク取引 (Net interbank transactions – F. 203)

当項目は、インターバンクの債権債務を指し、短期貸出や、資金決済・外為決済、支払準備の調整等、様々な取引から構成されるものである。これには銀行持株会社・子会社間の出資に準じた取引や、銀行の国内店とオフショア勘定・海外支店との間の債権債務が含まれるほか、通貨当局、商業銀行、在米外銀、銀行持株会社、商業銀行のオフショア勘定、外国銀行の間の債権債務も対象とされる。

当項目はそれぞれの主体について資産と負債をネットアウトした計数を計上している。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、銀行間取引については、コール、買入手形・売渡手形を独立して計上しているが、それ以外の銀行間取引は、個々の取引に応じて預金、貸出等の項目に計上している。ちなみに、銀行間預金は、銀行が非金融部門から受入れる預金と合わせて、各預金項目に計上しているほか、国内店と海外支店の間の債権債務(本支店勘定)を貸出に計上している。

E . 現金・決済性預金 (Checkable deposits and currency – F. 204)

現金は、市中に流通している(財務省、連邦準備銀行、預金取扱機関以外が保有している)貨幣・紙幣を指す。決済性預金は、商業銀行の要求払預金のほか、NOW⁵勘定(Negotiable Order of Withdrawal Accounts)、ATS⁶勘定(Automatic Transfer Service Accounts)、信用組合のシェアドラフト、貯蓄金庫の要求払預金を含む。

F . 定期性預金 (Time and savings deposits – F. 205)

当項目は、商業銀行、在米外銀、米国付属地域の商業銀行、貯蓄金庫、信用組合が受入れる定期預金、貯蓄預金、譲渡性預金を含む。なお、MMDA(市場金利連動型勘定)、IRA/Keogh(個人退職金勘定)のうち定期預金および貯蓄預金で運用されている部分も当項目に含まれる。

これら金融機関の負債側では当項目の内訳として、小口定期預金(Small time deposits、10万ドル未満)および、大口定期預金(Large time deposits、10万ドル以上)があるが、各部門の資産側にはそうした内訳項目はない。

G . MMMF 受益証券 (Money market mutual fund shares – F. 206)

当項目には、MMMFが発行する受益証券(ミューチュアルファンドシェア)が計上される。

⁵ 米国にある小切手振出が可能な預金的一种。

⁶ 自動振替サービス口座

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、部門分類においてMMF・MRFを独立させているが、取引項目では、MMF・MRFの発行する投資信託受益証券を独立項目とせず、他の受益証券を合わせて計上している。

H. フェデラルファンド及びレポ取引

(Federal funds and security repurchase agreements – F. 207)

当項目は、インターバンク取引(銀行等と銀行等との間の資金取引)以外の金融機関間(不動産投信、ディーラー・ブローカーを含む)の短期の貸借を指し、フェデラルファンド、レポ取引等から構成される。

フェデラルファンドは、フェデラルファンド市場における資金貸借(即座に実行される1日以上の間期の貸借)である。レポ取引は、買い戻し条件付きで証券を売却する取引(証券を担保とする貸付として扱う)。

I. オープン市場証券 (Open market paper – F. 208)

当項目は、CPとBA(Bankers Acceptance: 銀行引受手形)から構成される。CPには、市場で直接発行されるもの(ダイレクトCP)とディーラーに引き受けられるものの双方が含まれる。BAは、国内銀行や在米外銀の負債として計上されるが、銀行が保有するものはネットアウトされ、計上されていない。

J. 国債 (Treasury securities – F. 209)

当項目は、市場取引されるTB(Treasury Bills)、Tノート、Tボンドのほか、連邦政府が発行する貯蓄債券などを含む。

連邦政府機関および、関連の信託基金が保有する国債はネットアウトされ、計上されない。

K．政府関係機関債（Agency securities – F.210）

当項目は、以下の債券から構成される。

連邦政府機関（米国輸出入銀行、預金保険機構等）が発行した債券および公的機関（郵便局等）の発行した債券（政府保証付および非保証の双方を含む）、政府後援金融機関（連邦住宅抵当金庫（ファニーメイ）、連邦住宅貸付銀行（FHLS））が発行した債券。

政府住宅抵当金庫（ジニーメイ）、連邦住宅抵当金庫（ファニーメイ）、連邦住宅貸付抵当公社（フレディーマック）、農業信用制度（FSA）が組成した貸出債権を流動化したMBS。

L．地方債・地公体借入（Municipal securities and loans – F.211）

当項目は、地方公共団体（州・地方政府）の債務である債券、借入を指す。地方公共団体の貿易関連の負債や中央政府からの借入は含まれていない。地方公共団体の負債側では、当項目の内訳として、短期、長期があるが、各部門の資産側にはそうした内訳項目はない。

M．事業債及び外債（Corporate and foreign bonds – F.212）

当項目は、以下の債券から構成される。

居住者が発行した国内債。

居住者が海外で発行した外債（ユーロ債）。

非居住者が米国で発行した債券のうち居住者が取得したもの。

非居住者が海外で発行した債券のうち居住者が米国の証券会社を通じて取得したもの。

N．株式（Corporate equities – F.213）

当項目は金融機関、非金融法人への出資株式を指す。株式の種類は普通株、優先株の双方を含む。また、発行主体は居住者発行分のみならず、非居住者発行株式の居住者取得分も含まれる。

なお、公開企業のほか非公開企業の出資株式を含む。取引所で売買されるも

ののほか、店頭で取引されるものを含む。

対内直接投資（10%以上の持分保有）に分類されない非居住者による株式取得は当項目に計上される。

株式の残高は時価で計上される。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、対内直接投資と対内株式投資を区別しておらず、対内直接投資を、対内株式投資とともに株式・出資金として計上している。

O . 投資信託受益証券（Mutual fund shares – F. 214）

当項目は、ミューチュアル・ファンドが発行する受益証券を指す。MMMFの発行する受益証券とは別項目とされる。

投資信託受益証券の残高はミューチュアル・ファンドが保有する資産の時価で評価されている。

P . その他の銀行貸出（Bank loans not elsewhere classified – F. 215）

当項目は、抵当貸付、消費者信用、証券金融、オープン市場証券以外の貸出のうち、商業銀行、在米外銀、銀行持株会社、米国付属地域にある商業銀行による貸出を指す。企業向け貸出、家計及び対家計民間非営利団体向け貸出、海外向け貸出、金融機関向け貸出のほか、ファイナンシャル・リース債権や当座貸越も含む。

Q . その他貸出（Other loans and advances – F. 216）

当項目は、他の項目に分類されない様々なタイプの貸出より構成される。貸出主体別（中央政府、海外、商業銀行＜手形割引等＞、貯蓄金庫＜リース債権も含む＞、生命保険＜加入者向け貸出＞、政府後援金融機関、ABS発行機関、ファンナンス会社）計数が表示されるが、さらにそれぞれに対応する借入主体別（家計、企業、政府等）の区分毎に計数が表示されており、どの部門からどの部門へ貸出が行われたかが把握できる。

R . 抵当貸付 (Total mortgages – F. 217)

抵当貸付(モーゲージ)は、実物資産によって一部ないし全部が担保された貸出を指す。貸出の種類が、住宅抵当貸付(Home mortgages – F. 218) 集合住宅抵当貸付(Multifamily residential mortgages – F. 219) 商業抵当貸付(Commercial mortgages – F. 220) 農業抵当貸付(Farm mortgages – F. 221) に区分されている。貸出主体には、商業銀行、保険、政府後援金融機関、連邦政府、モーゲージプール、A B S 発行機関といった金融機関のほか、政府、企業、家計(売主貸付契約 < seller-financing arrangements > も含まれる。

S . 消費者信用 (Consumer credit – F. 222)

消費者信用は消費財・サービス購入のための貸出であり、家計及び対家計民間非営利団体部門の負債に計上される。貸出主体には、金融機関(商業銀行、ファイナンス会社、A B S 発行機関) のほか非金融企業も含まれる。

T . 企業間信用 (Trade credit – F. 223)

企業間信用は、事業等に伴う財・サービス売買取引によって生じる売掛債権・買掛債務を指す。売掛債権と買掛債務の記録時点の相違から、資産総額と負債総額は一致しておらず、この不一致額は当項目の不突合として計上される。

U . 証券金融 (Security credit – F. 224)

証券金融は、証券取引にあたっての、商業銀行からディーラー・ブローカーへの貸出や、ディーラー・ブローカーと顧客の間の債権債務を指す。一部の有価証券担保貸出は、その他の銀行貸出や消費者信用の項目に含まれる。また、海外と国内各部門との間の取引も当項目に計上される。

V. 保険・年金準備金 (Life insurance and pension fund reserves – F. 225)

保険・年金準備金は、保険・年金基金と保険・年金加入者との間の債権・債務である。社会保障制度の準備金は当項目には含まれない。

保険準備金は、生命保険会社の負債のほか、中央政府の負債にも計上される。年金準備金は、民間年金基金、州・地方職員退職基金、中央政府職員退職基金、生命保険会社（個人年金相当分）の負債に計上される。

保険・年金準備金は、生命保険会社（ただし一部例外あり）では、運用資産とは独立して保険数理により計算された基礎データに基づいて、推計・計上される一方、中央政府、民間年金基金、州・地方職員退職金基金、中央政府職員退職基金では、運用資産（実物資産、金融資産）と同額が計上される。

W. 未払税金 (Taxes payable by businesses – F. 226)

当項目は企業部門の連邦政府や地方公共団体への未払税金を指す。該当する政府の資産は未収税金 (Taxes receivable) として計上する。

X. 個人信託受益権

(Investment in bank personal trusts and estates – F. 227)

当項目は、家計及び対家計民間非営利団体の信託に対する持分を指す。信託における運用収益は、家計に配当され、再投資されたものとして取り扱われる。このため、信託受益権は、運用資産（実物資産、金融資産）と一致する。

Y. 非法人企業持分 (Proprietors' equity in noncorporate business – F.228)

当項目は、非法人企業（非農業、農業、ディーラー・ブローカー）に対する家計の持分を指す。個人企業等の非法人企業の正味価値に該当するものである。

Z . その他 (Total miscellaneous financial claims – F.229)

その他は、上記以外の資産・負債をまとめて計上しているものと、統計上の不突合に分類される。

Z - a . その他 (上記以外の項目)

**(Identified miscellaneous financial claims –Part I: F.230
Part II:F.231)**

主要なものとして、 対外直接投資 (10 %以上の持分所有) 対内直接投資 (同) 世界銀行への出資金、 F R B への出資金、 政府後援金融機関への出資金、 銀行持株会社の保有子会社株式、 非金融法人のファイナンス子会社に対する出資金、 ファンディング会社の関連会社への出資金が含まれる。
(以上、 Part : F230)

このほか (以下、 Part : F231) 政府による外貨準備外の外貨保有、 郵便貯金、 貯蓄金庫による連邦住宅銀行 (F H L B s) への預金、 生命保険未収・未払保険料、 保険会社の異常危険準備金、 非生命保険会社の諸準備金、 年金基金からの生命保険会社への運用委託に係る生命保険会社の債務、 企業の年金基金に対する債務、 証券貸借に係る現金担保、 が含まれる。

Z - b . その他 (統計上の不突合)

(Unidentified miscellaneous financial claims – F. 232)

統計上の不突合は、特定化できない不突合及び、残高が僅少であり特定化する必要がないと思われる項目から構成される。

2 . イギリスの資金循環統計

(1) 各部門の内容と比較上の留意点

1 . 非金融法人企業 (Non-financial corporations – S.11)

1 - 1 . 公的非金融法人企業 (Public non-financial corporations – S.11001)

1 - 2 . 民間非金融法人企業

(Private national and foreign owned non-financial corporations
– S.11002+S.11003)

非金融法人企業部門は、財の生産・非金融のサービスの提供を行う法人企業および準法人企業から構成される。準法人企業は、パートナーシップ等、法人形式をとらないが家計とは勘定が分離された企業である。家計と勘定が分離されていない個人企業は、家計に分類される。

公的非金融法人企業部門は、政府に所有または支配される法人・準法人 (B B C 等) のほか、そうした法人・準法人に所有・支配される準法人 (政府にとっての孫会社) をも含む。なお、民営化された国有企業 (英国航空等) は、民間非金融法人企業に分類される。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、公的非金融法人の範囲が狭い。これは、日本の国民経済計算体系において、93SNA の定義よりもその範囲を限定したため、具体的には政府に所有かつ支配される法人のみを含み、政府にとって孫会社となる法人を含まない、という扱いである。

2 . 金融機関 (Financial corporations – S.12)

2 - 1 . 中央銀行 (The central bank – S.121)

中央銀行の発券部門及び銀行部門から構成される。中央銀行の外国為替勘定

(外貨準備の管理を行う中央政府の勘定)は、当部門ではなく中央政府に計上される。

2 - 2 . その他通貨金融機関

(Other monetary financial institutions – S.122)

銀行および住宅金融組合から構成される。信用組合およびMMFは、その他金融仲介機関・非仲介型金融機関部門に含まれる。

なお、中央銀行と当部門を合わせたものは通貨金融機関(MFI: Monetary Financial Institutions)と呼ばれる。

2 - 3 . 保険及び年金基金以外のその他金融仲介機関

(Other financial intermediaries except insurance corporations and pension funds – S.123)

通貨金融機関、保険・年金基金以外の金融仲介機関、非仲介型金融機関から構成される。預金以外の手段で資金を調達する金融仲介機関であり、証券ディーラー、投資信託委託会社、ファイナンス会社等を含む。金融持株会社は、当部門に分類される。

2 - 4 . 非仲介型金融機関 (Financial auxiliaries – S.124)

非仲介型金融機関は、金融仲介に関連するが金融仲介を行わない機関であり、保険や投資に関するコンサルタント、証券ブローカー、証券取引所等を含む。

2 - 5 . 保険・年金基金

(Insurance corporations and pension funds – S.125)

保険会社、年金基金を指す。保険会社には生命保険のほか、非生命保険を含む。公的年金やその他の社会保障基金は、年金基金に含まれない。

3 . 一般政府 (General government – S.13)

3 - 1 . 中央政府 (Central government – S.1311)

中央政府部門には、中央政府とスコットランド、ウェールズ、北アイルランド政府、及びこれらの機関が運営する非営利団体から構成される。また社会保障基金、BOE の外国為替勘定 (Exchange equalization account) は当部門に含まれている。

3 - 2 . 地方公共団体 (Local government – S.1313)

地方公共団体は、地方政府のほか、地方政府が運営する非営利団体から構成される。

4 . 家計及び対家計民間非営利団体 (Household & NPISH – S.14+S.15)

家計 (個人企業を含む) と対家計民間非営利団体 (大学・協会など) から構成される。家計と対家計民間非営利団体については、基礎データの制約から、独立部門とされていない。

5 . 海外 (Rest of the world – S.2)

非居住者。その範囲は、国際収支統計と一致している。

(2) 取引項目の内容と比較上の留意点

A . 貨幣用金・ S D R

(Monetary gold and special drawing rights (SDRs) – F.1)

当項目には、中央政府の外国為替勘定が保有する外貨準備のうち、金、 S D R が含まれる。

これらは、フロー表においては、海外部門の資産側に中央政府の取引フローに反対符号を付けた計数が計上される一方、ストック表では、中央政府の資産側のみに計上され、海外部門の負債側には計上されない。このため、フロー表では、資産・負債がバランスしている一方、ストック表では、資産・負債がバランスしていない。

B . 現金・預金 (Currency and deposits – F.2)

B - a . 現金 (Currency – F.21)

現金は、自国通貨、外国通貨のほか、通貨金融機関に保有されている金を含む。紙幣は中央銀行の負債側に計上され、貨幣は中央政府の負債側に計上される。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、貨幣を中央銀行が発行するものとして計上するとともに、中央銀行が中央政府に対する債権を保有するものと擬制して、当該擬制債権を「その他」に計上している。また、金に関しては、中央銀行保有の貨幣用金を、その他対外債権債務の内訳である「金・ S D R 等」に計上している。

**B - b . 預金 (Transferable deposits with monetary financial institutions
– F22)**

B - b - a . 国内預金 (Transferable deposits with UK MFIs – F221)

B - b - b . 海外預金 (Deposits with rest of the world MFIs – F229)

預金のうち国内預金は、通貨金融機関に対する預金を指し、外貨預金も含む。預金のうち海外預金は、居住者の海外の預金取扱機関に対する預金を指す。なお、譲渡性預金や CP 等は、短期証券に含まれる。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、海外預金については、定期性預金ないし外貨預金として計上している。なお、譲渡性預金は、預金に含めている。

B - c . その他預金 (Other deposits – F29)

通貨金融機関に対する通常の預金以外の預金から構成される。具体的には、家計の中央政府に対する預金である国民貯金や、外貨準備のうち IMF リザーブポジションが当項目に含まれる。

C . 株式以外の証券 (Securities other than shares – F.3)

C - a . 短期証券

(Short term securities : money market instruments (MMIs)
– F.331)

C - a - a . 政府発行分 (T B)

(Issued by UK general government F.3311)

C - a - b . 通貨金融機関発行分 (C D ・ C P 等)

(Issued by UK monetary financial institutions (MFIs) –F.3315)

C - a - c . その他の居住者発行分 (C P)
(Issued by other UK residents – F.3316)

C - a - d . 非居住者発行分 (C P)
(Issued by the rest of the world – F.3319)

短期証券は、満期が一年以内の証券を指し、T B、C Pのほか、C Dも含む。
短期証券は、発行者別に区分して計上される。

T Bについては、中央政府の保有分がネットアウトされる。また、B O E
(Bank of England) が保有するT B等のうち、外国中銀から受入れた外貨預
金の対応資産として保有するものもネットアウトされる。

非居住者発行分には、中央政府が外貨準備として保有しているものも計上さ
れている。

C - b . 中長期債
(Long term securities other than shares : bonds – F.332)

C - b - a . 国債 (ギルト債) (Issued by UK central government – F.3321)

C - b - b . 地方債 (Issued by UK local authorities – F.3322)

C - b - c . 金融債 (Issued by UK MFIs – F.3325)

C - b - d . 事業債 (Issued by other UK residents – F.3326)

C - b - e . 非居住者債 (Issued by rest of the world – F.3329)

中長期債は満期が一年超の債券を指す。外債(各部門が海外で発行する債券)
や優先株も、債券として計上される。

中長期債も、発行主体別に分類される。事業債には、非営利組織が発行する
債券も含まれる。国債については、中央政府保有分がネットアウトされる。非
居住者債には、中央政府が外貨準備として保有している債券も計上されている。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、居住者発行外債を独立項目として計上している
ほか、優先株を株式・出資金に分類している。

C - c . 金融派生商品 (Financial derivatives – F.34)

金融派生商品は、金融先物・オプションなどが含まれる。

D . 貸出 (Loans – F.4)

貸出は、満期によって短期と長期に区分されている。

D - a . 短期貸出 (Short term loans – F.41)

D - a - a . 金融機関貸出 (Short term loans by UK MFIs – F.411)

D - a - b . 非居住者貸出

(Loans by rest of the world monetary financial institutions
(MFIs)– F.419)

短期貸出は、満期が一年以内の金融機関による貸出を指す。貸出には、レポ取引が含まれる。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、貸出を満期によって区別はしない。

D - b . 長期貸出 (Long term loans – F.42)

D - b - a . 直接投資貸出 (Direct investment loans – F.421)

D - b - b . 住宅貸付 (Loans secured on dwellings – F.422)

D - b - c . ファイナンシャル・リース (Finance leasing loans – F.423)

D - b - d . その他の居住者貸出 (Other loans by UK residents – F.424)

D - b - e . 非居住者貸出

(Other long term loans by the rest of the world – F.429)

直接投資貸出は、対外直接投資貸出と対内直接投資貸出からなり、国内外の

関連会社（10%以上の株式保有先企業）との間の貸出・借入や海外支店に対する債券・債務が含まれる。住宅貸付は、住宅の購入・改築を用途とする貸出を指す。

ファイナンシャル・リースは、銀行およびリース会社（銀行系子会社を中心）が提供するファイナンシャル・リースを指す。

その他貸出には、居住者による貸出のうち直接投資貸出、住宅貸付、ファイナンシャル・リース以外の貸出を指し、貸手には銀行のほか保険会社、事業法人、消費者金融会社、小売業者、中央政府などがある。

非居住者貸出は非居住者から居住者に対する貸出である。

E . 株式・出資金等 (Shares and other equity – F.5)

E - a . 株式・出資金等 (投資信託を除く)

(Shares and other equity, excluding mutual funds' shares – F.51)

E - a - a . 上場・店頭登録株式 (Quoted UK shares – F.514)

上場・店頭登録株式は、ロンドン証券取引所に上場、ないし店頭登録されている、イギリス法人企業の株式を指す。自己株式の取得分は、ネットアウトされている。対内直接投資に係る再投資収益分⁷も加減されている。

E - a - b . 非公開株式 (Unquoted UK shares and other equity – F.515)

非公開株式は、上場・店頭登録されていないが取引が可能な、イギリス法人企業の株式を指す。対内直接投資に係る再投資収益分¹⁰も加減されている。

⁷ 国内の投資対象企業の内部留保が海外投資家への配当として支払われ、再投資されたと擬制。

E - a - c . その他持分
(Other UK equity including direct investment in property
- F.516)

株式以外の持分を指す。

E - a - d . 非居住者発行株式
(Rest of the world shares and other equity- F.519)

非居住者発行株式は、取引が可能な、海外の法人企業・準法人企業が発行した株式の居住者による取得分を指す。対外直接投資は当項目に計上される。また、国際機関への出資も含まれている。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、イギリスの資金循環統計と同様に、対内直接投資を株式・出資金に計上しているが、再投資収益を計上対象としていない。また、対外投資に関し対外直接投資と対外証券投資を区別して計上している。

E - b . 投資信託受益証券 (Mutual funds' shares - F.52)

E - b - a . 国内投信 (UK Mutual funds' shares - F.521)

E - b - b . 海外投信 (Rest of the world mutual funds' shares - F.529)

投資信託受益証券のうち国内投信は、イギリスで発行された、契約型・会社型投資信託 (オープンエンド型・契約型投信 < ユニット・トラスト >、クローズド・エンド型・会社型投信 < インベストメント・トラスト >、オープンエンド型・会社型投信、契約型不動産投信) に係る受益証券や持分を指す。

投資信託受益証券のうち海外投信は、海外で発行された投資信託受益証券を指す。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、居住者による海外投信の取得は、対外証券投資

等に計上している。

F . 保険・年金準備金 (Insurance technical reserves – F.6)

F - a . 準備金に対する家計の持分

**(Net equity of households in life insurance and pension funds’
reserves – F.61)**

F - b . 未経過保険料・支払備金

**(Prepayments of insurance premiums and reserves for outstanding
claims – F. 62)**

保険・年金準備金は、生命保険および年金基金の責任準備金を指し、家計の持分として計上される。これは、生命保険や年金基金の運用資産は、実質的に、家計に帰属するものと考えられているためである⁸。

未経過保険料は、保険料（生命保険のほか非生命保険を含む）の支払時期と保険サービスの提供期間との間のずれから生じる未収・未払金を指し、支払備金は、未払の保険金（生命保険のほか非生命保険を含む）を指す。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、未経過保険料及び支払備金を、「未収・未払金」に計上している。

G . その他 (Other accounts receivable / payable – F. 7)

当項目は、未収・未払金のほか、企業間・貿易信用等を指す。また、国内企業と海外企業との間の貿易信用は当項目に含まれるが、国内企業と海外の子会社との間の貿易信用や、海外企業と国内の子会社との間の貿易信用は、直接投資貸出に計上される。

⁸ 生命保険や年金基金の運用収益は、家計に対して配当として支払われ、再投資されたものとして扱われる。

3．ドイツの資金循環統計

(1) 各部門の内容と比較上の留意点

1．家計及び対家計民間非営利団体

(Households and non-profit institutions serving households
– S.14 + S.15⁹)

家計には、最終消費者としての個人のほか、個人企業や対家計民間非営利団体（教会、慈善団体等）も含まれる。

また、個人企業については、個人の経済活動と区別できない生産部分は当部門に計上され、そうした区別が可能な形態のものは、非金融法人企業に計上される。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、法人形態を取らない個人企業は家計と一体であるとみなしている。そのため、個人企業のもつ資産・負債や、個人企業が行う取引もすべて家計に計上される。また、対家計民間非営利団体は家計から分離して、独立部門としている。

2．非金融法人企業 (Non-financial corporations – S.11)

非金融法人企業は非金融法人および、準法人（共同出資組合）のみから構成される。民間企業のほか、鉄道、郵便等の公的非金融法人企業が含まれている。なお、個人企業のうち個人の経済活動から区別が可能な形態のものは当部門に計上される。

⁹ ドイツの資金循環統計では、部門や取引項目を識別するようなコード番号は付されていないが、ここでは ESA95（93SNA に準拠した 95 年に定められた欧州の経済計算体系）にしたがってコード番号を付している。

3 . 一般政府 (General government – S.13)

3 - 1 . 政府 (Central ,state and local government – S.1311+S.1312+S.1313)

3 - 2 . 社会保障基金 (Social security funds – S.1314)

一般政府は、政府及び社会保障基金から構成される。政府は、中央政府と地方政府の双方を含む（両者の細分類は存在しない）。

4 . 金融機関 (Domestic financial sectors – S.12)

4 - 1 . 通貨金融機関 (Monetary financial institutions – S.121+S122)

当部門は、中央銀行であるブンデスバンクのほか、ユニバーサルバンク、独自の分野で活動している専門金融機関、および、マネー・マーケット・ファンドから構成される。

具体的には、ユニバーサルバンクは3大銀行などの信用銀行（商業銀行）貯蓄銀行、信用協同組合などから構成される。また、専門金融機関は、抵当銀行、特殊金融機関（復興金融公庫等）、住宅貯蓄金庫、ポストバンク（郵便貯金）などからなる。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、中央銀行を独立の部門として計上している。

4 - 2 . その他金融仲介機関 (Other financial intermediaries – S.123+S.124)

当部門は、オープンエンド型のミューチュアル・ファンド（主に、証券投資信託、不動産投資信託）のみにより構成される。

4 - 3 . 保険・年金基金 (Insurance corporations – S.125)

当部門は、生命保険、損害保険、健康保険、再保険といった保険商品を提供する民間・公的の保険会社のほか、法人化している年金基金から構成される。年金基金には、自営業者が加盟する年金基金や公務員共済なども含まれる。一方、法人化していない企業年金に関する基金は、その運営機関（主として非金融法人企業、このほか、銀行や保険）に計上される。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、法人化していない適格退職年金等も、年金基金部門に計上している。

5 . 海外 (Rest of the world – S.2)

非居住者を指す。

(2) 取引項目の内容と比較上の留意点

A . 貨幣用金及び S D R (Monetary gold and special drawing rights (SDRs) – F.1)

当項目には、外貨準備としての貨幣用金、および S D R が計上される。これらは、中央銀行が保有するものとして、銀行部門の資産側に計上されるほか、海外部門の負債側にも計上される。

B . 現金・預金 (Currency and deposits – F.2)

B - a . 現金・流動性預金 (Currency and transferable deposits – F.21+ F.22)

当項目は、貨幣・紙幣といった現金、および満期が一ヶ月以内の預金から構成される。金融機関預金は、ネットアウトされ、銀行以外の機関が保有する現金・流動性預金が計上されている。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、金融機関の保有する現金や預金も、ネットアウトせず、そのまま計上している。

B - b . 定期性預金 (Time deposits– F.29)

当項目は、満期が1ヶ月以上の、定期性預金、C D、Bank saving bonds から構成される。

金融機関預金は、ネットアウトされ、銀行以外の機関が保有する定期性預金のみが計上されている。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、金融機関預金をネットアウトせず、グロスベースで計上している。

B - c . 貯蓄性預金 (Savings deposits– F.29)

当項目は、満期に定めがなく、解約に最低3ヶ月前の事前通知が必要な預金を指す。

B - d . 貯蓄証書 (Savings certificates– F.29)

満期が一年以上の貯蓄証書などから構成される。

C . 短期証券 (Money market paper – F.331)

短期証券は、T B、満期が2年以下の割引債、C Pから構成される。外国政府が発行したT B等も当項目に含む。

D . 債券 (Bonds – F.332)

当項目には、居住者発行、非居住者発行を問わず、金融債、公共債、事業債などを含む。

国債、事業債といった債券の種類別の区分はない。

E . 金融派生商品 (Financial derivatives – F.34)

オプションプレミアムやその他の金融派生商品取引に関わるクロスボーダー取引のみを計上している。国内部門間の取引は把握されていない。

F . 株式 (Shares – F.514+F.515)

株式は、国内企業発行株式、および海外企業発行株式の居住者取得分を含む。

残高については、公開企業については時価ベースで計上される。一方、非公開の株式会社については、ブンデスバンクが公表している法人企業統計の「資本金」に、一定比率を準備金として加算して計上している。合併や株式消却に伴う資本金の変化は、残高に反映されるがフローには反映されない

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、居住者による海外株式の取得を対外証券投資として計上している。

G . その他持分 (Other equity – F.516)

株式以外の持分を指す。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、公開株式以外の持分を出資金と定義しており非公開株式もここに含めている。これに対してドイツの資金循環統計では、非公開株式は株式に含まれる。

H . 投資信託受益証券 (Mutual funds shares – F.52)

国内あるいは海外で組成された投資信託に対する受益証券を指す。

I . 貸出 (Loans – F.4)

I - a . 短期貸出 (Short-term loans – F.41)

短期貸出は、満期が一年以内の貸出を指す。現先取引等、債券を担保とした資金取引も当項目に含まれている。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、貸出を短期と長期に区分していない。一方、現先・債券貸借取引を、独立項目として計上している。

I - b . 長期貸出 (Longer-term loans – F.42)

長期貸出は、満期が一年超の貸出を指す。債務証券 (一定回数まで譲渡自由な金銭貸借証券¹⁰) も、当項目に含まれる。

¹⁰ 連邦政府をはじめとする公的機関、特殊金融機関、民間非金融法人企業等によって発行されている。債券発行に比べ手続が簡便であり発行コストが低いなどのメリットがあり、活発な発行と店頭での取引がなされている。

J . 保険・年金準備金 (Claims on insurance corporations – F.6)

J - a . 短期保険・年金準備金 (Short-term claims)

J - b . 長期保険・年金準備金 (Longer-term claims)

K . 企業年金に関する準備金

(Claims arising from company pension commitments)

当項目は、保険加入者が、保険や年金基金に積み立てた資金を指す。保険・年金準備金は、保険・年金基金の資産の増減に対応して増減するため、家計の未実現のキャピタルゲインも反映されている。保険・年金準備金は短期と長期に区分される。

L . その他 (Other claims / other liabilities– F.7)

その他は、未収・未払金（例えば、財・サービスの授受と決済のズレに伴うもの）に係る他の部門との間の債権債務を指す。非居住者と居住者との間の債権債務関係も含まれる。

具体的には、企業間信用、未収・未払所得、未払税等が含まれる。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、「企業間・貿易信用」、「未収・未払金」をそれぞれ独立項目としている。

4．フランスの資金循環統計

(1) 各部門の内容と比較上の留意点

1．非金融法人部門 (Non-financial companies – S.11)

非金融の法人企業等である民間企業のほか、エネルギー会社（電力< EDF >、ガス< GDF >、石炭< Charbonnages de France >）、公共交通機関（国鉄< SNCF >、地下鉄< RATP >、航空< Air France、Air Inter >）、通信事業会社（電気通信< France Telecom >、郵便< La Post >）といった国営大企業が含まれる。個人企業は家計に含まれ、当部門には含まれない。

2．金融機関 (Financial companies – S.12)

2 - 1．金融仲介機関 (Financial institutions – S.12A)

2 - 1 - 1．中央銀行 (Central bank – S.121)

当部門は、中央銀行のほか為替安定基金を含んでいる。

(比較上の留意点)

当該部門は、中央銀行と外貨準備を所管する主体を合わせた通貨当局を意味する。日本の資金循環統計では、外貨準備を所管する外国為替資金特別会計を、中央政府に分類している。

2 - 1 - 2．通貨金融機関 (Other monetary financial institutions – S.122)

以下の金融機関から構成される。なお、特殊金融機関とは、クレディ・ナショナル（開発銀行）、フランス不動産銀行等の政府系金融機関を指す。

2 - 1 - 2 - 1．銀行 (Banks – S.122A)

2 - 1 - 2 - 2．国民貯蓄金庫 (Saving institutions – S.122B)

2 - 1 - 2 - 3．預金供託公庫 (Caisse des depots et consignations – S.122C)

2 - 1 - 2 - 4．ファイナンス会社 (Financial companies – S.122D)

- 2 - 1 - 2 - 5 .特殊金融機関 (Specialized financial institutions – S.122E)
- 2 - 1 - 2 - 6 . M M F (Money-market UCITS – S122F)

(比較上の留意点)

国民貯蓄金庫は郵便貯金に相当し、預金供託公庫は財政融資資金に相当する。日本の資金循環統計では、郵便貯金を預金取扱機関に分類する一方、財政融資資金や政府系金融機関はその他金融仲介機関に分類している。また、ファイナンス会社も日本の資金循環統計では、その他金融仲介機関に分類している。

- 2 - 1 - 3 . その他金融仲介機関 (Other financial intermediaries – S.123)

- 2 - 1 - 3 - 1 . 他の金融仲介機関 (Other financial institutions – S.123A)

- 2 - 1 - 3 - 2 . M M F 以外の投資信託・投資ファンド
(Other UCITS – S.123B)

M M F 以外の投資信託・投資ファンドには、債権流動化のための特別目的会社 (S P C) が含まれる。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、特別目的会社・信託をノンバンクの内訳として分類している。

- 2 - 2 . 非仲介型金融機関
(Auxiliary financial and insurance entities – S.124)

金融持株会社、投資顧問会社等が含まれる。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、金融持株会社は主要な傘下子会社の部門に分類している。

- 2 - 3 . 保険・年金基金 (Insurance companies and pension funds – S.125)

保険会社 (Insurance Companies、生命保険会社、損害 (非生命) 保険会社のほか再保険会社を含む)、共済保険 (Mutuals)、年金基金 (Pension Funds)

が含まれる。

3 . 一般政府 (General government – S.13)

3 - 1 . 中央政府 (Central government – S.1311)

3 - 1 - 1 . 国 (State – S.13111)

一般会計、特別会計等で歳入・歳出を行う行政機関である。

3 - 1 - 2 . 中央行政機関 (Various central government agencies – S.13112)

国の会計から独立して運営されている特殊法人。証券取引委員会 (COB) 等が含まれる。

3 - 2 . 地方公共団体 (Local authorities – S.1313)

地方公共団体や、地方行政機関 (商工会議所、公的扶助事務所、土地開発公社等) が含まれる。

3 - 3 . 社会保障基金 (Social security departments – S.1314)

社会保険制度や公的病院等、社会保険を基盤とする機関が含まれる。

4 . 家計 [個人企業を含む] (Households (including sole traders) – S.14)

4 - 1 . 個人企業 (Sole traders – S.14A)

法人形態を採らないで、事業を行う個人事業主。

4 - 2 . 家計 (Households excluding sole traders – S.14B)

個人企業を除いた家計である。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、個人企業と家計とを区分していない。

5. 対家計民間非営利団体

(Non-profit-making institutions providing services to households – S.15)

宗教団体、企業団体、政治団体等の非営利団体が含まれる。

6. 海外 (Rest of the world – S.2)

非居住者である。

(2) 取引項目の内容と比較上の留意点

A. 貨幣用金及びSDR (Monetary gold and SDRs – F.1)

A - a. 貨幣用金 (Monetary gold – F.11)

A - b. SDR (SDRs – F.12)

貨幣用金・SDRは、取引、残高ともに海外と中央銀行との間の債権債務として計上している(貨幣用金・SDRは中央銀行の資産、海外の負債)。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計でも、金・SDRに関する取引は中央銀行ないし中央政府と海外との間の取引として計上している。一方で、残高に関しては、中央銀行・中央政府の資産として計上する一方で、海外の負債としては計上していない(93SNAにおける取扱いに従っている)。

B . 現金・預金 (Cash and deposits – F.2)

B - a . 現金 (Cash – F.21)

紙幣及び貨幣。ユーロ建 (F.2101) と外貨建 (F.2102) の内訳がある。紙幣が中央銀行の負債として計上されるのに対し、貨幣は中央政府の負債として計上される。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、貨幣を中央銀行が発行するものとして計上するとともに、中央銀行が中央政府に対してこれに見合う額の債権を保有するものと擬制している (この債権は「その他」に計上)。

B - b . 流動性預金 (Transferable deposits – F.22)

即時の引き出し、あるいは小切手等による決済が可能な当座預金、普通預金のほか、中央銀行に対する準備預金や政府預金もこの項目に含まれる。なお、ユーロ建 (F.2201) と外貨建 (F.2202) の内訳がある。

B - c . 預金未収利子 (Interests accrued but not yet due on deposits – F.28)

預金についての未収利子 (期間中に発生した利子のうち、まだ受け取っていないもの)。なお、ユーロ建 (F.281) と外貨建 (F.282) の内訳がある。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、未収利子は未収税金等とともに、未収・未払金として計上している。

B - d . その他の預金 (Other deposits – F.29)

決済手段に利用されず、かつ、即時の引き出しや、手数料、大きな制約なしに解約することができない預金を指す。以下の項目に細分類される。

B - d - a . 貯蓄預金 (Investments withdrawable on demand – F.291)

B - d - b . 定期預金 (Fixed-term investments – F.292)

B - d - c . 契約貯蓄 (Contractual savings – F.293)

- B - d - d . 金融機関間短期レポ取引
(Funding between financial institutions – F.295)
- B - d - e . 金融機関預金 (Financial correspondents accounts – F.296)
- B - d - f . 国際機関預金 (Deposits at international institutions – F.297)
- B - d - g . その他預金等 (Deposits and various guarantees – F.299)

貯蓄預金 (F.291)、定期預金 (F.292)、金融機関預金 (F.296) についてはユーロ建と外貨建の内訳がある。

短期レポ取引のうち金融機関間のものが金融機関間レポ取引に計上される。非金融機関 (保険会社や国を含む) が資金の出し手となる短期レポ取引のうち、金融機関が取り手となった場合は定期預金に、非金融機関が取り手となった場合は、貸出に分類される。

預金供託公庫が受入れている預金は金融機関預金 (ユーロ建) に計上されている。

C . 株式以外の証券 (Securities other than shares – F.3)

C - a . 派生商品以外の証券 (Securities excluding derivatives – F33)

C - a - a . 短期証券 (Negotiable debt securities (TCN) and similar paper – F331)

満期の短い T B、金融債、C D、C P 等から構成される。なお、ユーロ建 (F.3311) と外貨建 (F.3312) の内訳がある。さらに、ユーロ建には短期 (F.33111、満期が一年未満) と中期 (F.33112、満期が一年超) という内訳がある。

(比較上の留意点)

日本の資金循環統計では、C D を預金の内訳項目としている。

C - a - b . 債券 (Bonds and similar paper – F.332)

長期債券、劣後債務、永久債務、ゼロクーポン債などのほか、譲渡可能な私募債や市場で売買されている貸出債権も含まれる。レポ取引に伴う債券取引や

譲渡不可能な証券・貸出は含まれない（中長期貸出に計上）

なお、ユーロ建（F.3321）と外貨建（F.3322）の内訳がある。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では債券について譲渡が可能かどうかを特段区別していない。

C - a - c . 長期インターバンク市場債券

（Long-term interbank market securities – F.333）

住宅債券流動化証書および、譲渡性約束手形。

C - b . 金融派生商品（Derivatives – F.34）

通常のオプション系、フォワード系の金融派生商品に加えて、ワラントも金融派生商品として認識している。ただし、譲渡性不可能なものや市場で反対売買できないものは除いている。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、ワラント債全体を事業債に計上しており、ワラント部分のみを金融派生商品扱いはしていない。

C - c . 債券未収利子

（Interests accrued but not yet due on negotiable debt securities – F.38）

債券についての未収利子（期間中に発生した利子のうち、まだ受け取っていないもの）。なお、ユーロ建（F.381）と外貨建（F.382）の内訳がある。

D . 貸出 (Loans – F.4)

D - a . 短期貸出 (Short-term loans – F.41)

D - a - a . 非金融機関向け金融機関短期貸出
(Short-term loans lending by financial institutions to
non-financial agents – F.411)

金融機関から非金融部門に対する満期 1 年以下の貸出を指す。レポ取引はこれに含まれる。ユーロ建 (F.4111) と外貨建 (F.4112) の内訳がある。

D - a - b . 非金融部門短期貸出 (Other short-term lending – F.419)

金融機関以外の主体による短期貸出。非金融機関間のレポ取引はこれに含まれる。

D - b . 中長期貸出 (Long-term loans – F.42)

D - b - a . 非金融機関向け金融機関中長期貸出
(Long-term lending by financial institutions to
non-financial agents – F.421)

金融機関から非金融部門に対する、満期 1 年超の貸出を指す。ユーロ建 (F.4211) と外貨建 (F.4212) の内訳がある。

D - b - b . 金融機関向け金融機関貸出
(Loans between financial institutions – F.422)

金融機関間の満期 1 年超の貸出を指す。ユーロ建 (F.4221) と外貨建 (F.4222) の内訳がある。

D - b - c . 非金融部門貸出 (Other loans – F.429)

金融機関以外の主体による中長期貸出を指す。ユーロ建 (F.4291) と外貨建 (F.4292) の内訳がある。

D - c . 貸出未収利子 (Interests accrued but not yet due on lending – F.48)

貸出についての未収利子（期間中に発生した利子のうち、まだ受け取っていないもの）。なお、ユーロ建（F.481）と外貨建（F.482）の内訳がある。

E . 株式・出資金 (Shares and other equity – F.5)

**E - a . 投資信託以外の株式・出資金
(Shares and other equity excluding UCITS units – F.51)**

E - a - a . 上場株式 (Listed shares – F.511)

E - a - b . 非上場株式 (Unlisted shares – F.512)

E - a - c . その他持分 (Other equity – F.513)

その他持分には、組合、共済等に対する持分、公的企業に対する政府出資、国内機関および IMF 以外の国際金融機関への政府出資、フランス銀行(中央銀行)による ECB への資本参加、非居住者企業のフランス支店に対する出資、居住者企業の海外支店に対する出資等が含まれる。

なお、上場株式（F.511）と非上場株式（F.512）に関しては、フランス企業により発行された株式(F.5111、F.5121)、（フランス以外の）EU企業により発行された株式（F.51121、F.51221）、非EU企業により発行された株式(F.51122、F.51222)の内訳がある。また、その他持分（F.513）はフランス企業により発行された株式(F.5131)、外国企業により発行された株式(F.5132)の内訳がある。

（比較上の留意点）

日本の資金循環統計では、居住者による非居住者発行の株式の取得は株式・出資金ではなく、対外証券投資に計上される。

E - b . 投資信託 (UCITS units – F.52)

UCITS (Undertaking of Collective Investment in Transferable Securities) は投資信託を意味する。

E - b - a . M M F 等 (Units in money-market UCITS – F.521)

M M F 等、マネーサプライ統計の対象となる投資信託受益証券を指す。

E - b - b . 投資信託受益証券 (その他)
(Units in general-purpose UCITS – F.522)

M M F 以外の投資信託受益証券を指す。

E - b - c . その他投資ファンド証券
(Units in various investment funds – F.523)

投資信託以外の投資ファンド (ベンチャーファンド、事業ファンド、先物ファンド等) に関する受益証券を指す。不動産投信や海外の投資信託を含む。

F . 保険・年金準備金 (Technical provisions at insurance companies – F.6)

F - a . 家計に帰属する保険・年金準備金
(Households' net rights in respect of life assurance technical provisions and pension funds– F.61)

F - a - a . 保険準備金
(Households' net rights in respect of life assurance technical provisions – F.611)

F - a - b . 年金準備金
(Households' net rights in respect of pension funds – F.612)

生命保険と年金について、将来の支払に備えて蓄積される準備金を指す。

F - b . 未経過保険料・異常危険準備金
(Provisions for unearned premiums and loss provisions – F.62)

保険料の前受に係る債権債務や、異常災害に備えた準備金を指す。

G . その他資産・負債 (Other accounts receivable or payable – F.7)

G - a . 企業間信用 (Commercial credits and advances – F.71)

G - a - a . 短期企業間信用
(Short-term commercial credits and advances – F.711)

G a - b . 長期企業間信用
(Long-term commercial credits and advances – F.712)

企業間信用は、財・サービスの経常的な取り引きによって伴って発生する債権債務を指す。なお、短期企業間信用(F.711)と長期企業間信用(F.712)にはユーロ建と外貨建の内訳がある。

G - b . 企業間信用以外のその他資産・負債
(Other accounts receivable or payable excluding commercial credits and advances – F.79)

G - b - b . 統計上の不突合 (Accounting leads and lags – F.792)

取引主体間での記録時点の相違や、約定と決済の間のタイムラグ等に起因する、資産・負債の不一致を計上する項目である。

付 部門・取引項目一覧

1 .	日本	...	7 8
2 .	米国	...	8 0
3 .	イギリス	...	8 2
4 .	ドイツ	...	8 4
5 .	フランス	...	8 6
6 .	イタリア	...	8 8
7 .	カナダ	...	9 0
8 .	韓国	...	9 2
9 .	台湾	...	9 4
1 0 .	フィリピン	...	9 6
1 1 .	タイ	...	9 8
1 2 .	マレーシア	...	1 0 0
1 3 .	インドネシア	...	1 0 2
1 4 .	中国	...	1 0 4

1. 日本

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
1	金融機関	Financial institutions
1-1	中央銀行	Central bank
1-2	預金取扱機関	Depository corporations
1-2-1	銀行等	Banks
1-2-1-1	国内銀行	Domestically licensed banks
1-2-1-2	在日外銀	Foreign banks in Japan
1-2-1-3	農林水産金融機関	Financial institutions for agriculture, forestry and fisheries
1-2-1-4	中小企業金融機関等	Financial institutions for small businesses
1-2-2	郵便貯金	Postal savings
1-2-3	合同運用信託	Collectively managed trusts
1-3	保険・年金基金	Insurance and pension funds
1-3-1	保険	Insurance
1-3-1-1	生命保険	Life insurance
1-3-1-1-1	うち民間生命保険会社	Of which: private life insurance companies
1-3-1-2	非生命保険	Nonlife insurance
1-3-1-2-1	うち民間損害保険会社	Of which: private nonlife insurance companies
1-3-1-3	共済保険	Mutual aid insurance
1-3-2	年金基金	Pension funds
1-3-2-1	企業年金	Corporate pensions
1-3-2-2	その他年金	Other pensions
1-4	その他金融仲介機関	Other financial intermediaries
1-4-1	証券投資信託	Securities investment trusts
1-4-1-1	公社債投信	Bond investment trusts
1-4-1-1-1	うちMMF・MRF	Of which: Money management funds and money reserve funds
1-4-1-2	株式投信	Stock investment trusts
1-4-2	ノンバンク	Nonbanks
1-4-2-1	ファイナンス会社	Finance companies
1-4-2-2	特別目的会社・信託	Structured-financing special purpose companies and trusts
1-4-3	公的金融機関	Public financial institutions
1-4-3-1	財政融資資金	Fiscal loan fund
1-4-3-2	政府系金融機関	Government financial institutions
1-4-4	ディーラー・ブローカー	Financial dealers and brokers
1-4-4-1	うち証券会社	Of which: securities companies
1-4-5	単独運用信託	Noncollectively managed trusts
1-5	非仲介型金融機関	Financial auxiliaries (financial institutions other than intermediaries)
2	非金融法人企業	Nonfinancial corporations
2-1	民間非金融法人企業	Private nonfinancial corporations
2-2	公的非金融法人企業	Public nonfinancial corporations
3	一般政府	General government
3-1	中央政府	Central government
3-2	地方公共団体	Local governments
3-3	社会保障基金	Social security funds
3-3-1	うち公的年金	Of which: public pensions
4	家計	Households
5	対家計民間非営利団体	Private nonprofit institutions serving households
6	海外	Overseas
上記の部門を合算したもの		
7(2+3+4+5)	国内非金融部門	Domestic nonfinancial sector (total of 2,3,4 and 5)
8(=1-3-2+3-3-1)	年金計(年金基金+公的年金)	Pension total (total of 1-3-2 and 3-3-1)

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = 1-2	現金・預金 = A
保険・年金基金 = 1-3	貸出(借入) = C
その他金融機関 = (1-4)+(1-5)	債券 = D-(D-i)
企業 = 2	投資信託 = D-i
政府 = 3	株式・出資金 = E
家計 = 4+5	保険・年金準備金 = G
海外 = 6	

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
A	現金・預金	Currency and deposits
A-a	現金	Currency
A-b	日銀預け金	Deposits with the Bank of Japan
A-c	政府預金	Government deposits
A-d	流動性預金	Transferable deposits
A-e	定期性預金	Time and savings deposits
A-f	譲渡性預金	Certificates of deposit
A-g	外貨預金	Foreign currency deposits
B	財政融資資金預託金	Deposits with the Fiscal Loan Fund
C	貸出	Loans
C-a	日銀貸出金	Bank of Japan loans
C-b	コール	Call loans and money
C-c	買入手形・売渡手形	Bills purchased and sold
C-d	民間金融機関貸出	Loans by private financial institutions
C-d-a	住宅貸付	Housing loans
C-d-b	消費者信用	Consumer credit
C-d-c	企業・政府等向け	Loans to companies and governments
C-e	公的金融機関貸出金	Loans by public financial institutions
C-e-a	うち住宅貸付	Of which: housing loans
C-f	非金融部門貸出金	Loans by the nonfinancial sector
C-g	割賦債権	Installment credit (not included in consumer credit)
C-h	現先・債券貸借取引	Repurchase agreements and securities lending transactions
D	株式以外の証券	Securities other than shares
D-a	政府短期証券	Financing bills
D-b	国債・財融債	Central government securities and FILP** bonds
D-c	地方債	Local government securities
D-d	政府関係機関債	Public corporation securities
D-e	金融債	Bank debentures
D-f	事業債	Industrial securities
D-g	居住者発行外債	External securities issued by residents
D-h	C P	Commercial paper
D-i	投資信託受益証券	Investment trust beneficiary certificates
D-j	信託受益権	Trust beneficiary rights
D-k	債権流動化関連商品	Structured-financing instruments
D-l	抵当証券	Mortgage securities
E	株式・出資金	Shares and other equities
E-a	うち株式	Of which: shares
F	金融派生商品	Financial derivatives
F-a	フォワード系	Forward-type instruments
F-b	オプション系	Option-type instruments
G	保険・年金準備金	Insurance and pension reserves
G-a	保険準備金	Insurance reserves
G-b	年金準備金	Pension reserves
H	預け金	Deposits money
I	企業間・貿易信用	Trade credits and foreign trade credits
J	未収・未払金	Accounts receivable/payable
K	対外直接投資	Outward direct investment
L	対外証券投資	Outward investment in securities
M	その他対外債権債務	Other external claims and debts
M-a	うち金・SDR等	Of which: Gold and SDRs etc.
N	その他	Others
Y	資金過不足	Financial surplus and deficit
	金融資産・負債差額	Difference between financial assets and liabilities
	調整差額	Difference in reconciliation amounts

**the Fiscal Investment and Loan Program

(主な特徴)

多様な分析目的に応じられるよう部門や取引項目が詳細に分類されている。
債券、株式の簿価・額面ベースの計数、貸出金の貸出先別内訳、非金融部門の資金調達内訳表などの参考計数が充実している。
部門内取引も原則としてグロスベースで計上されている。
非公開株式も時価評価している。貸出金の一部(民間金融機関分)は実質価値ベース(簿価残高から個別貸倒引当金を控除)で計上している。
資金過不足の推移をみる際、1998年度の特種要因(公的企業から政府への債務承継、約27兆円)に留意する必要がある。

(統計作成機関が作成した解説書等)

資金循環統計の解説、資金循環統計の作成方法、資金循環統計「非金融部門の資金調達内訳表」の解説。

2. 米国

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
F100	家計及び対家計民間非営利団体	Households and nonprofit organizations
F101	非金融企業	Nonfinancial business
F102	非金融法人企業（農業を除く）	Nonfarm nonfinancial corporate business
F103	個人企業（農業を除く）	Nonfarm noncorporate business
F104	農業	Farm business
F105	地方公共団体	State and local governments, excluding employee retirement funds
F106	中央政府	Federal government
F107	海外	Rest of the world
F108	通貨当局	Monetary authority
F109	商業銀行	Commercial banking
F110	国内銀行	U.S.- Chartered commercial banks
F111	在米外銀	Foreign banking offices in U.S.
F112	銀行持株会社	Bank holding companies
F113	付属地域にある商業銀行	Banks in U.S.-Affiliated Areas
F114	貯蓄金庫	Savings institutions
F115	信用組合	Credit unions
F116	個人信託	Bank personal trusts and estates
F117	生命保険会社	Life insurance companies
F118	非生命保険会社	Other insurance companies
F119	民間年金基金	Private pension funds
F120	州・地方職員退職基金	State and local government employee retirement funds
F121	中央政府職員退職基金	Federal government retirement funds
F122	MMMF	Money market mutual funds
F123	ミューチュアル・ファンド	Mutual funds
F124	クローズド・エンドファンド&ETF（上場投信）	Closed-end and exchange-traded funds
F125	政府後援金融機関	Government-sponsored enterprises
F126	連邦政府モーゲージプール	Federally related mortgage pools
F127	ABS発行機関	Issuers of asset-backed securities <ABSs>
F128	ファイナンス会社	Finance companies
F129	モーゲージ会社	Mortgage companies
F130	不動産投信	Real estate investment trusts <REITs>
F131	ディーラー・ブローカー	Security brokers and dealers
F132	ファンディング会社	Funding corporations

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = F109+F114+F115	現金・預金 = F202+F204+F205
保険・年金基金 = F117+F118+F119+F120+F121	貸出(借入) = F203+F207+F215+F216+F217+F222+F224
その他金融機関 = F116+F122+F123+F124+F125+F126 +F127+F128+F129+F130+F131+F132	債券 = F208+F209+F210+F211+F212+227
企業 = F101	投資信託 = F206+F214
政府 = F105+F106	株式・出資金 = F213+F228
家計 = F100	保険・年金準備金 = F225
海外 = F107	

(主な特徴)

新しい金融商品が取り入れられているほか、多様な分析目的に応じられるよう部門や取引項目が詳細に分類されている。一方、集計値がほとんど用意されておらず、利用者は目的に応じて加工値を作成する必要がある。

個人企業は家計部門ではなく、企業部門に含まれる（個人企業の正味資産額を家計からの出資金と捉えている）。

部門内取引も原則グロスベースで計上しているが、一部の項目はネットベースで計上（フェデラルファンド・レポ取引、インターバンク債権、法人企業間の保有株式など）

債券は時価評価されていない（額面ベース）。

全ての部門の資金過不足を合計してもゼロとはならない（統計上の不突合が存在）。

(統計作成機関が作成した解説書等)

Guide to the Flow of Funds Accounts

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
F200	貨幣用金及び外貨準備	Gold and official foreign exchange holdings
F201	S D R 証書及び財務省発行貨幣	SDR certificates and treasury currency
F202	海外預金	U.S. deposits in foreign countries
F203	インターバンク取引	Net interbank transactions
F204	現金・決済性預金	Checkable deposits and currency
F205	定期性預金	Time and savings deposits
F206	M M M F 受益証券	Money market mutual fund shares
F207	フェデラルファンド及びレポ取引	Federal funds and security repurchase agreements
F208	オープン市場証券	Open market paper
F209	国債	Treasury securities
F210	政府関係機関債	Agency securities
F211	地方債・地公体借入	Municipal securities and loans
F212	事業債及び外債	Corporate and foreign bonds
F213	株式	Corporate equities
F214	投資信託受益証券	Mutual fund shares
F215	その他の銀行貸出	Bank loans not elsewhere classified
F216	その他貸出	Other loans and advances
F217	抵当貸付	Total mortgages
F218	住宅抵当貸付	Home mortgages
F219	集合住宅抵当貸付	Multifamily residential mortgages
F220	商業抵当貸付	Commercial mortgages
F221	農業抵当貸付	Farm mortgages
F222	消費者信用	Consumer credit
F223	企業間信用	Trade credit
F224	証券金融	Security credit
F225	保険・年金準備金	Life insurance and pension fund reserves
F226	未払税金	Taxes payable by businesses
F227	個人信託受益権	Investment in bank personal trusts and estates
F228	非法人企業持分	Proprietors' equity in noncorporate business
F229	その他	Total miscellaneous financial claims
F230	その他（上記以外の項目）	Identified miscellaneous financial claims-Part
F231	その他（上記以外の項目）	Identified miscellaneous financial claims-Part
F232	その他（統計上の不突合）	Unidentified miscellaneous financial claims
	資金過不足	Net financial investment

3. イギリス

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
S11	非金融法人企業	Non-financial corporations
S11001	公的非金融法人企業	Public non-financial corporations
S11002/3	民間非金融法人企業	Private non-financial corporations
S12	金融機関	Financial corporations
S121+S122	通貨金融機関 (M F I s)	Monetary financial institutions
(S121)	中央銀行	Central bank
(S122)	その他通貨金融機関	Other monetary financial institutions
S123+S124	その他金融仲介機関・非仲介型金融機関	Other financial intermediaries and financial auxiliaries
(S123)	保険及び年金基金以外のその他金融仲介機関	Other financial intermediaries
(S124)	非仲介型金融機関	Financial auxiliaries
S125	保険・年金基金	Insurance corporations and pension funds
S13	一般政府	General government
S1311	中央政府	Central government
S1313	地方公共団体	Local government
S14+S15	家計及び対家計民間非営利団体	Households and non-profit institutions serving households
S2	海外	Rest of the world

*中央銀行(S121)とその他の通貨金融機関(S122)保険及び年金基金以外のその他金融仲介機関(S123)非仲介型金融機関の個別の数字は作成されていない。

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = S121+S122	現金・預金 = F2
保険・年金基金 = S125	貸出(借入) = F4
その他金融機関 = S123+S124	債券 = F3-F34
企業 = S11	投資信託 = F52
政府 = S13	株式・出資金 = F514+F515+F516+F519
家計 = S14+S15	保険・年金準備金 = F6
海外 = S2	

(主な特徴)

部門分類はシンプルであるが、取引項目は内訳項目が比較的整備されている。
 部門内取引も原則グロスベースで計上しているが、一部の項目はネットベースで計上(中央政府保有のTB・国債、企業の保有自己株式など)
 中央統計局(ONS)が国民経済計算全体を作成しており、体系内での整合性が保たれている。

(統計作成機関が作成した解説書等)

Financial Statistics Explanatory Handbook

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
F/AF1	貨幣用金・SDR	Monetary gold and special drawing rights (SDRs)
F/AF21	現金	Currency
F/AF22	預金	Transferable deposits
F/AF221	国内預金	Deposits with UK monetary financial institutions
F/AF229	海外預金	Deposits with rest of the world monetary financial institutions
F/AF29	その他預金	Other deposits
F/AF2	現金・預金	Total currency and deposits
F/AF331	短期証券	Short term: money market instruments
F/AF3311	政府発行分 (T B)	Issued by UK central government
F/AF3312	地方機関債	Issued by UK local authorities
F/AF3315	通貨金融機関発行分 (C D ・ C P 等)	Issued by UK monetary financial institutions
F/AF3316	その他の居住者発行分 (C P)	Issued by other UK residents
F/AF3319	非居住者発行分 (C P)	Issued by the rest of the world
F/AF332	中長期債	Medium(1 to 5 year) and long term (over 5 year) bonds
F/AF3321	国債 (ギルト債)	Issued by UK central government
F/AF3322	地方債	Issued by UK local authorities
F/AF3325	金融債	Medium term bonds issued by UK monetary financial institutions
F/AF3326	事業債	Other medium & long term bonds issued by UK residents
F/AF3329	非居住者債	Long term bonds issued by the rest of the world
F/AF34	金融派生商品	Financial derivatives
F/AF3	株式以外の証券	Total securities other than shares
F/AF41	短期貸出	Short term loans
F/AF441	金融機関貸出	Loans by UK monetary financial institutions, excluding loans secured on dwellings & financial leasing
F/AF419	非居住者貸出	Loans by rest of the world monetary financial institutions
F/AF42	長期貸出	Long term loans
F/AF421	直接投資貸出	Direct investment
F/AF422	住宅貸付	Loans secured on dwellings
F/AF423	ファイナンシャル・リース	Finance leasing
F/AF424	その他の居住者貸出	Other long-term loans by UK residents
F/AF429	非居住者貸出	Other long-term loans by the rest of the world
F/AF4	貸出	Total loans
F/AF51	株式・出資金等 (投資信託を除く)	Shares and other equity, excluding mutual funds' shares
F/AF514	上場・店頭登録株式	Quoted UK shares
F/AF515	非公開株式	Unquoted UK shares
F/AF516	その他持分	Other UK equity (including direct investment in property)
F/AF519	非居住者発行株式	Shares and other equity issued by the rest of the world
F/AF52	投資信託受益証券	Mutual funds' shares
F/AF521	国内投信	UK mutual funds' shares
F/AF529	海外投信	Rest of the world mutual funds' shares
F/AF5	株式・出資金等	Total shares and other equity
F/AF61	準備金に対する家計の持分	Net equity of households in life assurance and pension funds' reserves
F/AF62	未経過保険料・支払備金	Prepayments of insurance premiums and reserves for outstanding claims
F/AF6	保険・年金準備金	Total insurance technical reserves
F/AF7	その他	Other accounts receivable/payable
B.9f	資金過不足	Net lending(+)/net borrowing(-), from financial account
BF.90	貯蓄投資差額	Net financial assets/liabilities

全体表中には設けられていないが、個別部門の表中に設けられている項目も存在する。
また、全体表中に設けられていても、近年計数が全くない掲載項目については、原則として上記一覧には掲載していない。

4. ドイツ

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
S14+S15	家計及び対家計民間非営利団体	Households and non-profit institutions serving households
S11	非金融法人企業	Non-financial corporations
S13	一般政府	General government
S1311+S1312+S1313 S1314	政府 社会保障基金	Central, state and local government Social security funds
S12	金融機関	Domestic financial sectors
S121+S122	通貨金融機関	Monetary financial institutions
S123+S124	その他金融仲介機関	Other financial intermediaries
S125	保険・年金基金	Insurance corporations
S2	海外	Rest of the world

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = S121+S122 保険・年金基金 = S125 その他金融機関 = S123+S124 企業 = S11 政府 = S13 家計 = S14+S15 海外 = S2	現金・預金 = F2 貸出(借入) = F4 債券 = F331+F332 投資信託 = F52 株式・出資金 = F514+F515+F516 保険・年金準備金 = F6

(主な特徴)

部門、取引項目の分類が極めてシンプルであり、詳細な分析には不向き(例えば、金融機関の内訳も少なく、債券も種類別の内訳がないなど)。

部門内取引は原則ネットベースで計上しているが、債券、株式についてはグロスベースで計上。

家計の企業年金に関する準備金(退職金請求権=退職給付引当金を含む)は、法人の負債として認識している。

資金過不足の推移をみる際、1995年の特殊要因(企業から政府への債務承継、2,346億マルク)に留意する必要がある。

(統計作成機関が作成した解説書等)

Deutsche Bundesbank Financial accounts for Germany の冒頭の解説

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
F/AF1	貨幣用金及びS D R	Monetary gold and special drawing rights
F/AF2	現金・預金	Currency and deposits
F/AF21+F/AF22	現金・流動性預金	Currency and transferable deposits
F/AF29	定期性預金	Time deposits
F/AF29	貯蓄性預金	Savings deposits
F/AF29	貯蓄証書	Savings certificates
F/AF331	短期証券	Money market paper
F/AF332	債券	Bonds
F/AF34	金融派生商品	Financial derivatives
F/AF514+F/AF515	株式	Shares
F/AF516	その他持分	Other equity
F/AF52	投資信託受益証券	Mutual funds shares
F/AF4	貸出	Loans
F/AF41	短期貸出	Short-term loans
F/AF42	長期貸出	Longer-term loans
F/AF6	保険・年金準備金	Claims on insurance corporations
	短期保険・年金準備金	Short-term claims
	長期保険・年金準備金	Longer-term claims
	企業年金に関する準備金	Claims from company pension commitments
F/AF7	その他	Other claims/liabilities
B9b	資金過不足	Net acquisition of financial assets
AF9	貯蓄投資差額	Net financial assets

5. フランス

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
S11	非金融法人部門	Non-financial corporations
S12	金融機関	Financial corporations
S12A	金融仲介機関	Financial institutions
S121	中央銀行	Central bank
S122A	銀行	Banks
S122B	国民貯蓄金庫	Saving institutions
S122C	預金供託公庫	Caisse des depots et consignations
S122D	ファイナンス会社	Financial companies
S122E	特殊金融機関	Specialized financial institutions
S122F	MMF	Money-market UCITS
S123	その他金融仲介機関	Other financial intermediaries
S123A	他の金融仲介機関	Other financial institutions
S123B	MMF以外の投資信託・投資ファンド	Other UCITS
S124	非仲介型金融機関	Financial auxiliaries
S125	保険・年金基金	Insurance corporations and pension funds
S13	一般政府	General government
S13111	国	State government
S13112	中央行政機関	Various central government agencies
S1313	地方公共団体	Local authorities
S1314	社会保障基金	Social security departments
S14	家計〔個人企業を含む〕	Households (including unincorporated enterprises)
S14A	個人企業	Household unincorporated enterprises
S14B	家計	Households
S15	対家計民間非営利団体	Non-profit institutions serving households
S2	海外	Rest of the world

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = S122A+S122B+S122C+S122D+S122E	現金・預金 = F2-F295
保険・年金基金 = S125	貸出(借入) = F4+F295-F48
その他金融機関 = S122F+S123+S124	債券 = F3-F34-F38
企業 = S11	投資信託 = F52
政府 = S13	株式・出資金 = F51
家計 = S14+S15	保険・年金準備金 = F6
海外 = S2	

(主な特徴)

部門は総じてシンプルである(金融機関の内訳が少ない)が、金融機関の内訳として公的金融機関が設けられている。取引項目の内訳は比較的整備されているが、債券の内訳はない。
非公開株式も時価評価している。

(統計作成機関が作成した解説書等)

ホームページに簡単な解説が掲載されている。

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
F/AF1	貨幣用金及びS D R	Monetary gold and SDRs
F/AF11	貨幣用金	Monetary gold
F/AF12	S D R	SDRs
F/AF2	現金・預金	Currency and deposits
F/AF21	現金	Currency
F/AF22	流動性預金	Transferable deposits
F/AF29	その他預金	Other deposits
F/AF291	貯蓄預金	Investments withdrawable on demand
F/AF292	定期預金	Fixed-term investments
F/AF293	契約貯蓄	Contractual savings
F/AF295	金融機関間短期レボ取引	Funding between financial institutions
F/AF296	金融機関預金	Financial correspondents accounts
F/AF297	国際機関預金	Deposits at international institutions
F/AF299	その他預金等	Deposits and various guarantees
F/AF28	預金未収利子	Interest accrued but not yet due on deposits
F/AF3	株式以外の証券	Securities other than shares
F/AF331	短期証券	Negotiable short and medium term securities
F/AF332	債券	(TCN) and similar paper
F/AF34	金融派生商品	Bonds and similar paper
F/AF38	債券未収利子	Financial derivatives
F/AF4	貸出	Loans
F/AF41	短期貸出	Short term loans
F/AF411	非金融機関向け金融機関短期貸出	Lending by financial institutions to non-financial agents
F/AF419	非金融部門貸出	Other short term lending
F/AF42	中長期貸出	Long term loans
F/AF421	非金融機関向け金融機関中長期貸出	Lending by financial institutions to non-financial agents
F/AF422	金融機関向け金融機関貸出	Loans between financial institutions
F/AF429	非金融部門貸出	Other loans
F/AF48	貸出未収利子	Interests accrued but not yet due on loan
F/AF5	株式・出資金	Shares and other equity
F/AF51	投資信託以外の株式・出資金	Shares and other equity excluding mutual funds shares
F/AF511	上場株式	Quoted shares
F/AF512	非上場株式	Unquoted shares
F/AF513	その他持分	Other equity
F/AF52	投資信託	Mutual funds shares
F/AF521	MMF等	Units in money-market UCITS
F/AF522	投資信託受益証券(その他)	Units in general-purpose UCITS
F/AF523	その他投資ファンド証券	Units in other UCITS
F/AF6	保険・年金準備金	Insurance technical reserves
F/AF61	家計に帰属する保険・年金準備金	Net equity of households in life insurance reserves and in pension funds reserves
F/AF62	未経過保険料・異常危険準備金	Prepayment of insurance premiums and reserves for outstanding claims
F/AF7	その他資産・負債	Other accounts receivable or payable
F/AF71	企業間信用	Trade credits and advances
F/AF711	短期企業間信用	Short-term trade credits and advances
F/AF712	長期企業間信用	Long-term trade credits and advances
F/AF79	企業間信用以外のその他資産・負債	Other accounts (leads and lags)
B9b	資金過不足	Balancing item
AF9	貯蓄投資差額	Net financial assets

6. イタリア

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
NF	非金融法人企業	Non-financial corporations
MF	通貨金融機関	Monetary financial institutions
FF	その他金融機関	Other financial intermediaries
FA	非仲介型金融機関	Financial auxiliaries
AS	保険・年金基金	Insurance corporations and pension funds
AC	中央政府	Central government
LO	地方政府	Local government
SS	社会保障基金	Social security funds
HT	家計・非営利団体	Households and non-profit institutions serving households
RM	海外	Rest of the world

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = MF	現金・預金 = TOWO+TORO
保険・年金基金 = AS	貸出(借入) = TOCO+TOKO
その他金融機関 = FF+FA	債券 = TOSO+TOLO
企業 = NF	投資信託 = TOFO
政府 = AC+LO+SS	株式・出資金 = TOAO
家計 = HT	保険・年金準備金 = TOTO
海外 = RM	

(統計作成機関が作成した解説書等)

Supplements to the Statistical Bulletin (Monetary and Financial Indicators financial accounts)

のMethodological Appendixを参照。

英語ベースでの詳しい解説はない(イタリア語ではイタリア銀行が2002年4月出版に出版している *I conti finanziari dell' Italia'*、*Tematiche istituzionali*)がある)。

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
RMG0	貨幣用金・SDRs	Monetary gold and SDRs
TOW0	現金・流動性預金	Currency and transferable deposits
MFW1	通貨金融機関預金	with MFIs
ACW1	中央政府預金	with central government
RMW1	海外預金	with rest of the world
TOR0	その他預金	Other deposits
MFR1	通貨金融機関預金	with MFIs
ACR1	中央政府預金	with central government
RMR1	海外預金	with rest of the world
TOS0	短期証券	Short-term securities
APS1	中央政府発行	issued by general government
ARS1	居住者発行	issued by other residents
RMS1	海外発行	issued by rest of the world
TOL0	中長期債	Bonds
MFL1	通貨金融機関発行	issued by MFIs
ACL1	中央政府（CCTs）発行	issued by central government: CCTs
ACL2	中央政府（CCTs以外）発行	issued by central government: other
LOL1	地方政府発行	issued by local government
ARL1	居住者発行	issued by other residents
RML1	海外発行	issued by rest of the world
TOD0	金融派生商品	Derivatives
TOC0	短期貸出	Short-term loans
NFC1	非金融法人企業向け	of non-financial corporations
MFC1	通貨金融機関向け	of MFIs
NMC1	その他金融機関向け	of other financial corporation
APC1	一般政府向け	of general government
RMC1	海外向け	of rest of the world
TOK0	中長期貸出	Medium and long-term loans
NFK1	非金融法人企業向け	of non-financial corporations
MFK1	通貨金融機関向け	of MFIs
NMK1	その他の金融機関向け	of other financial corporations
APK1	一般政府向け	of general government
RMK1	海外向け	of rest of the world
TOA0	株式・出資金	Shares and other equity
REA1	国内発行	issued by residents
REAQ	うち上場株式	of which: listed shares
RMA1	海外発行	issued by rest of the world
TOF0	投資信託証券	Mutual fund shares
REF1	国内発行	issued by residents
RMF1	海外発行	issued by rest of the world
TOT0	保険年金準備金	Insurance technical reserves
AST1	準備金に対する家計の持分	net equity of households
AST2	未経過保険料・支払備金	prepayments and other claims
TOY0	その他資産・負債	Other accounts receivable/payable
DVY1	企業間信用	trade credits
DVY2	その他	other

7. カナダ

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
1+2	家計、個人企業	Persons and unincorporated business
3	民間非金融法人企業	Non-financial private corporations
4	公的非金融法人企業	Non-financial government enterprises
4-1	公的非金融法人企業：中央政府	Non-financial government enterprises: Federal
4-2	公的非金融法人企業：州	Non-financial government enterprises: Provincial
4-3	公的非金融法人企業：地方	Non-financial government enterprises: Local
5	通貨当局	Monetary authorities
5-1	カナダ銀行	Bank of Canada
5-2	外国為替勘定	Exchange fund account
5-3	通貨当局：その他	Monetary authorities: other
6	特許銀行と準銀行	Chartered banks and near banks
6-1	特許銀行	Chartered banks
6-2	準銀行	Near-banks
6-2.1	ケベック貯蓄銀行	Quebec savings banks
6-2.2	信用組合	Credit unions and caisses populaires
6-2.3	信託会社	Trust companies
6-2.4	貸付会社	Mortgage loan companies
7	生命保険と年金基金	Life insurance and pension funds
7-1	生命保険	Life insurance business
7-2	生命保険以外の保険	Segregated funds of life insurance companies
7-3	信託・年金	Trusteed pension plans
8	その他金融機関	Other private financial institutions
8-1	証券会社	Investment dealers
8-2	投資信託	Mutual funds
8-3	生命保険会社の損害保険部分	Property and casualty insurance companies
8-4	販売金融・消費者金融会社	Sales finance and consumer loan companies
8-5	ABS発行会社	Issuers of Asset-Backed Securities
8-6	その他金融機関	Other financial institutions, n.e.i
9	公的金融機関	Public financial institutions
9-1	公的金融機関：中央政府	Public financial institutions: Federal
9-2	公的金融機関：州	Public financial institutions: Provincial
10+11	政府	Government
10	中央政府	Federal government
11	州・地方政府	Provincial and local governments
11-1	州政府	Provincial governments
11-2	地方政府	Local governments
12	社会保障基金	Social security funds
12-1	カナダ年金基金	Canada pension plan
12-2	ケベック年金基金	Quebec pension plan
13	海外	Non-residents
	誤差	Discrepancy

(統計作成機関が作成した解説書等)

A Guide to the financial flow and national balance sheet accounts

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
2000	資金過不足 貯蓄投資差額	Net lending (FFA) Net financial assets
2210/3210	公式準備預金	Official reserves
2211/3211	金・外国通貨	Gold and foreign currency
2212/3212	I M F 準備預金	IMF reserve position
2213/3213	S D R	Special drawing rights
2310/3310	現金・銀行預金	Currency and bank deposits
2312/3312	その他機関預金	Other deposits
2313/3313	外貨預金	Foreign currency deposits
2321/3321	消費者信用	Consumer credit
2322/3322	貿易信用	Trade receivables/payables
2331/3331	銀行貸出	Bank loans
2332/3332	その他貸出	Other loans
2340/3340	政府短期証券	Canada short-term paper
2350/3350	短期社債	Other short-term paper
2410/3410	抵当貸付	Mortgages
2421/3421	国債	Canada bonds
2422/3422	州債	Provincial bonds
2423/3423	地方債	Municipal bonds
2424/3424	社債	Other bonds
2430/3430	生命保険、年金基金	Life insurance and pensions
2512/3512	企業におけるその他債権債務	Corporate claims
2513/3513	政府におけるその他債権債務	Government claims
2520/3520	株式	Shares
2530/3530	外国投資	Foreign investments
2610/3610	その他資産 / 負債	Other financial assets/liabilities

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = 6	現金・預金 = 2310+2312+2313
保険・年金基金 = 7	貸出(借入) = 2321+2331+2332+2410
その他金融機関 = 8+9	債券 = 2340+2350+2421+2422+2423+2424
企業 = 3+4	株式・出資金 = 2520
政府 = 10+11+12	保険・年金準備金 = 2430
家計 = 1+2	
海外 = 13	

8. 韓国

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
1	金融部門	Financial sector
1-1	中央銀行	The bank of Korea
1-2	預金取扱機関	Deposit money banks
1-3	保険・年金基金	Insurance companies & pension funds
1-4	その他金融機関	Other financial institutions
2	政府部門	Government sector
3	企業部門	Business sector
3-1	公的企業	Public enterprises
3-2	民間企業	Private enterprises
4	個人部門	Individual sector
5	海外	Rest of the world

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = (1-2)	現金・預金 = 2+3-(3-4)-(3-5)
保険・年金基金 = (1-3)	貸出(借入) = 8+9+(3-4)
その他金融機関 = (1-4)	債券 = (3-5)+5+6+10
企業 = 3	株式・出資金 = 7
政府 = 2	保険・年金準備金 = 4
家計 = 4	
海外 = 5	

(主な特徴点)

部門・項目とも分類はシンプルであるが、取引項目では資金調達のルートもわかるようになっている。

個人部門には家計と民間非営利団体のほかに、年間売上が23万ドル以下の小企業を含む。

(統計作成機関が作成した解説書等)

英語ベースではない。

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
1	金	Gold
2	現金・流動性預金	Currency and transferable deposits
2-1	韓国銀行預け金	Deposits at BOK
2-2	現金	Currency
2-3	要求払い預金	Demand deposits
2-4	韓国銀行預かり政府預金	Government deposits at BOK
3	その他預金	Other deposits
3-1	定期性預金	Time and savings deposits
3-2	譲渡性預金	Negotiable certificate of deposits
3-3	非居住者預金	Non-residents' deposits
3-4	レポ	Repurchasable bonds
3-5	金銭信託	Trust
3-6	金融機関預金	Deposits at investment & finance co.
3-7	その他	Others
3-8	預金取扱機関発行CB	Cover bills
4	生命保険・年金基金	Life insurance and pension funds
5	短期債	Short-term securities
5-1	政府短期証券	Government & public bonds
5-2	金融債	Financial debentures
5-3	社債	Commercial paper
6	長期債	Long-term securities
6-1	政府・公債	Government & public bonds
6-2	金融債	Financial debentures
6-3	社債	Corporate bonds
6-4	受益証券	Beneficiary certificates
6-5	非居住者債	Foreign debentures
7	株式	Stocks
8	貸出	Loans
8-1	韓国銀行貸出	BOK loans
8-2	銀行による貸出	Bank loans
8-3	保険会社による貸出	Insurance company loans
8-4	投資信託・金融会社による貸出	Investment and finance company loans
8-5	その他貸出	Other loans
8-6	ノンバンクによる貸出	Non-banking financing corp. loans
9	政府による貸出	Government loans
10	株式以外の証券	Equities other than stocks
11	企業間信用	Trade credit
12	外貨準備	Foreign exchange holdings
13	外国貿易信用	Foreign trade credit
14	直接投資	Direct investment
15	その他外国債権債務	Other foreign claims and debts
16	誤差	Miscellaneous
	資金過不足/貯蓄投資差額	Financial surpluses and deficits

9. 台湾

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
1	家計及び対家計民間非営利団体	Households & non-profit institutions
2	民間非金融企業	Private enterprises
3	公的非金融企業	Public enterprises
4	政府	Government
5	中央銀行	Central bank
6	預金取扱機関	Deposit money banks
7	保険・年金基金	Insurance companies & pension funds
8	その他金融機関	Other financial institutions

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = 6	現金・預金 = 1+2+3+5+6+7
保険・年金基金 = 7	貸出(借入) = 9+10+11+12+13
その他金融機関 = 8	債券 = 4+8+14+15+16+17+18
企業 = 2+3	投資信託 = 19
政府 = 4	株式・出資金 = 20+21
家計 = 1	保険・年金準備金 = 22+23

(主な特徴点)

海外部門は基礎データ制約のため、設けていない。ただし、取引表では各部門の国内取引と、海外取引を区別して計上している。海外取引の計数は、国際収支統計より作成。

家計部門は家計の全体を計るデータがないため、合計から他部門をひいた残差をとっている。

個人企業は民間非金融企業に含まれている。

国民経済計算と国際収支統計との整合性はとれている。

(統計作成機関が作成した解説書等)

Flow of Funds In Taiwan district, republic of China のExplanatory Notes

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
1	通貨	Currency
2	要求払い預金	Demand deposits
3	定期性預金・外貨預金	Time deposits & foreign currency deposits
4	信託資産	Trust funds
5	政府預金	Government deposits
6	準備預金	Reserves against deposits
7	準備預金以外の政府預金	Deposits with Central Bank other than reserve requirements
8	中央銀行証券	Central Bank securities
9	中央銀行融資	Accommodations from Central Bank
10	金融機関間貸出	Due to and from other financial subsector
11	金融機関による貸出	Loans by financial institutions
12	家計からの借入と貸出	Borrowing from & lending to households
13	政府からの貸出	Loans by government agencies
14	政府証券	Government securities
15	C P	Commercial paper
16	銀行引受け手形	Bankers' acceptances
17	事業債	Corporate bonds
18	金融債	Bank debentures
19	投資信託	Mutual fund shares
20	株式	Corporate stocks
21	非法人企業持ち分	Equity in non-corporate business
22	生命保険準備金	Life insurance reserves
23	年金準備金	Pension reserves
24	企業間信用	Trade credit
25	その他	Net other domestic assets & liabilities
26	貿易信用	Foreign trade credit
27	海外直接投資	Direct investment
28	海外証券投資	Portfolio investment
29	その他対外債権債務	Other foreign assets & liabilities
30	中央銀行準備資産	Net foreign assets of Central bank
31	資金過不足	Net financial investment

26.貿易信用から30.中央銀行準備資産の取引項目については対外取引項目にあたり、金融取引表にのみ記載されている。

10. フィリピン

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
1	家計と非営利団体	Household and non-corporated business
2	民間企業	Private corporation
3	政府	Government
4	金融機関	Financial intermediaries
5	海外	Rest of the world

*コードは便宜上、付番。

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
金融機関 = 4 企業 = 2 政府 = 3 家計 = 1 海外 = 5	現金・預金 = 7+3 貸出(借入) = 8+11 証券 = 債券 + 株式・出資金 = 9

(統計作成機関が作成した解説書等)
英語ベースではない。

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
1	資金過不足	Net financial investment
2	金・外貨準備	Gold & Foreign currency holdings
3	外貨預金	Foreign currency deposits
4	貸出(対海外)	Foreign loans
5	その他対外債権債務	Other foreign claims
6	対海外合計	Total foreign assets
7	現金・預金	Currency and deposits
8	貸出(国内)	Domestic loans
9	証券	Investments/Securities
10	その他	Other accounts receivable
11	金融機関間取引	Inter-financial claims
12	政府間取引	Inter-governmental claims
13	誤差	Miscellaneous
14	国内合計	Total domestic assets

11. タイ

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
HH	家計	Households
BINC	企業	Corporated business
GC	中央政府	Central government
GL	地方政府	Local government
BSE	国営企業	State enterprises
R/W	海外	Rest of the world
FIN.CON	金融部門	Financial sectors
BOT	中央銀行	Bank of Thailand
CB	商業銀行	Commercial banks
GSB	政府貯蓄銀行	Government savings bank
FC	ファイナンスカンパニー	Finance companies
BAAC	農業共同組合銀行	Bank for agriculture and agricultural co-operatives
IFCT	タイ産業金融公社	Industrial finance corporation of Thailand
IC	保険会社	Insurance companies
ACOO	農業共同組合	Agricultural co-operatives
SCOOP	貯蓄組合	Savings co-operatives
GHB	政府住宅銀行	Government housing bank
CF	信用フォンシール会社	Credit foncier companies
SIFC	小産業金融会社	Small industry finance corporation
SET	タイ証券取引所	Securities exchange of Thailand
PS	質屋	Pawnshop
EXIM	タイ輸出入銀行	Export-import bank of Thailand
SFI	特別目的金融機構	Special purpose financial institution

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 =	現金・預金 = 1+2
CB+GSB+BAAC+IFCT+ACOO+SCOOP+GHB+EXIM	貸出(借入) = (5.1)+(5.2)+(5.7)+(5.8)+(5.9)
保険・年金基金 = IC	債券 = 3+(5.3)+(5.5)
その他金融機関 = FC+CF+SIFC+SET+PS+SFI	株式・出資金 = (5.4)
企業 = BINC+BSE	保険・年金準備金 = (5.6)
政府 = GC+GL	
家計 = HH	
海外 = R/W	

(統計作成機関が作成した解説書等)
英語ベースではない。

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
1	現金	Currency
2	預金	Deposits
3	公債	Public authority securities
4	政府非予算上勘定	Government non-budgetary accounts
5	貸出資本市場関連	Credit and capital market instruments
5.1	短期貸出	Short-term loans
5.2	長期貸出	Long-term loans
5.3	事業債	Commercial bills
5.4	株式	Share capital
5.5	債券	Debentures
5.6	保険・年金準備金	Life assurance and pension funds
5.7	抵当貸付	Mortgages
5.8	貸金	Debtors / Creditors
5.9	割賦債権	Hire purchase debts
5.10	外貨準備	International reserve position
5.11	外国債権・債務	Foreign debts and claims
5.12	その他	Others
	資金過不足	Financial surplus or deficit

12. マレーシア

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
1	公的部門	Public sector
2	民間部門	Private sector
3	金融部門	Banking system
4	海外部門	Rest of the world

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
金融機関 = 3 企業 = 2 政府 = 1 海外 = 4	(第一章では図表に用いていない)

(統計作成機関が作成した解説書等)
なし。

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
1	海外取引	Foreign financing
1-1	直接投資	Direct investment
1-2	外国借入（非金融部門）	Net foreign borrowings
1-3	海外取引（金融部門）	Net change in foreign assets
1-3-1	中央銀行	Bank Negara Malaysia
1-3-2	金融機関	Banking system
2	国内取引	Domestic financing
2-1	貸出	Change in credit
2-2	現金・預金等	Change in money supply, M3
2-3	ノンバンク部門からの純貸出	Net borrowings from non-bank sector
3	誤差	Net errors and omissions

13. インドネシア

部門一覧

コード	部門名	Name of Sectors
1	通貨当局	Monetary authorities
2	預金取扱機関	Banks
3	非銀行金融機関	Non banks
4	家計	Households
5	一般政府	General government
6	国営企業	State enterprises
7	民間企業	Business enterprises
8	海外	Rest of the world

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = 2 保険・年金基金 + その他金融機関 = 3 企業 = 6+7 政府 = 5 家計 = 4 海外 = 8	現金・預金 = 1000 貸出(借入) = 1200 債券 = 1100 + 1400 株式・出資金 = 1300 保険・年金準備金 = 1500

(統計作成機関が作成した解説書等)
なし。

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
	資金過不足	Net financial investment
0800	法定外貨準備	Foreign government reserves
0900	その他海外	Other foreign exchange claims
1000	通貨、預金	Currency and deposits
1010	外国通貨、外貨預金	Foreign currency and deposits
1020	国内通貨、預金	Domestic currency and deposits
1021	銀行券、貨幣	Notes and coin
1022	要求払い預金	Demand deposits
1023	貯蓄預金	Saving deposits
1024	定期性預金	Time deposits
1030	郵便貯金	Postal deposits and cooperative
1100	短期手形と債券	Short-term securities
1200	貸出	Credit
1210	銀行貸出	Bank credit (in Rp)
1220	その他貸出	Other institution (in Rp)
1230	外貨貸出	Foreign exchange credit
1300	株式	Capital stocks and participation
1400	長期債券	Longterm securities
1410	政府発行証券	Government securities
1420	その他証券	Other securities
1500	保険・年金準備金	Insurance reserves and pension
1800	企業間・貿易信用	Trade credits
2000	銀行間取引	Interbank accounts
9000	誤差	Miscellaneous

14 . 中国

部門一覽

コード	部門名	Name of Sectors
1	家計	Households
2	非金融法人企業	Non-financial corporations
3	政府	General government
4	金融機関	Financial institutions
5	海外	The rest of the world

第1章に用いた図表の比較における分類

部門項目内訳	取引項目内訳
金融機関 = 4	現金・預金 = 4+7+30
企業 = 2	貸出(借入) = 14+32+29
政府 = 3	債券 = 21
家計 = 1	株式・出資金 = 26
海外 = 5	保険・年金準備金 = 27

(統計作成機関が作成した解説書等)

THE PEOPLE'S BANK OF CHINA QUARTERLY STATISTICAL BULLETIN の Concepts and definitions for major indicators

取引項目一覧

コード	取引項目名	Name of transaction items
1		Net financial investment
4	現金	Currency
5	中国銀行が発行する現金	RMB currency
6	外貨	Foreign currencies
7	預金	Deposits
8	要求払い預金	Demand deposit
9	定期預金	Time deposit
10	貯蓄預金	Savings deposit
11	公金預金	Fiscal deposit
12	外貨預金	Foreign exchange deposit
13	その他預金	Other deposit
14	貸出	Loans
15	短期貸出	Short-term loan
16	中長期貸出	Medium-term and long-term loan
17	中央銀行・政府による貸出	Fiscal loan
18	外貨貸出	Foreign exchange loan
19	その他貸出	Other loans
20	証券	Securities
21	債券	Bonds
22	国債・公債	Government and public bonds
23	金融債	Financial bonds
24	中央銀行発行債券	Central bank bonds
25	社債	Corporate bonds
26	株式	Share
27	保険年金準備金	Insurance technical reserves
28	未収金	Settlement funds
29	金融機関間取引勘定	Inter-financial institutions accounts
30	準備預金・当座預金	Required and excessive reserves
31	金庫金	Cash in vault
32	中央銀行貸出	Central bank loans
33	その他(誤差)	Miscellaneous(net)
34	外国直接投資	Foreign direct investment
35	その他対外債券債務	Changes in other foreign assets and debts
36	金、SDR、IMF準備預金等	Changes in reserve assets
37	国際収支との誤差	Errors and omissions in the BOP